



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス福祉国家の思想的源流（1789～1910年）（2）－社会経済学・社会的共和主義・連帯主義－
Author(s)	田中, 拓道; TANAKA, Takuji
Citation	北大法学論集, 55(4), 175-232
Issue Date	2004-11-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15315
Type	departmental bulletin paper
File Information	55(4)_p175-232.pdf



フランス福祉国家の思想的源流（一七八九～一九一〇年）（二）

——社会経済学・社会的共和主義・連帯主義——

田中拓道

目次

序論

第一章 社会問題

第一節 導入

第二節 革命期——〈市民的公共性〉と〈政治化された公共性〉

第三節 世紀転換期のイデオログ——へ社会科学の公共性

第四節 一八三〇年代——「社会問題」の登場

第一款 七月王政期支配層の秩序像

第二款 大衆的貧困

第三款 社会問題

第二章 社会経済学——「新しい慈善」

第一節 導入

第一款 先行研究と視角

第二款 道徳政治科学アカデミー

第二節 政治経済学

第一款 十九世紀初頭

第二款 七月王政期

第三節 社会経済学

第一款 社会経済学用法史

第二款 社会経済学の秩序像

第三款 社会経済学の統治像

第四節 社会経済学の展開

第三章 社会的共和主義——「友愛」

第四章 連帯主義——「連帯」

結論

(以上五十五卷二号)

(以上本号)

第一章 社会問題

第四節 一八三〇年代——「社会問題」の登場

十九世紀初頭が、自然科学のメタファーを援用した抽象的な「法則」によって「社会の科学」を語ろうとした時期であったとすれば、一八三〇年代は、急速な都市化や産業化による都市貧民層の出現によって、「社会」の「組織化」が問われた時代であった。

十九世紀前半の Пари は、急速な人口流入を経験する。パリ市の人口は、半世紀の間に五十五万人から百五十万人へと増⁽¹⁾加し、住宅・衛生環境の悪化、疫病の流布、犯罪の増加などがもたらされた。⁽²⁾七月王政期に入ると、繊維業や製鉄業の分野で本格的な産業化が開始されるが、それは他方で、定期的な不況を引き起こした。⁽³⁾ルイ・シュヴァリエの推計によると、一八四〇年当時、パリ市の人口のうち、約三分の一から四分の一が貧困層であった。⁽⁴⁾

以上のような状況の変化は、七月王政期支配層の秩序を捉える視座に、いかなる変化をもたらしたのだろうか。以下ではまず、この体制の支配層の秩序像を、統治権力と「社会」との新たな関係づけという点に絞って考察する(第一款)。次に、一八三〇年代の貧困観の変容、すなわち「個人的貧困 (paupvreté individuelle)」から「大衆的貧困 (paupérisme)」観への変容について検討する(第二款)。最後に、「大衆的貧困」から導かれた「社会問題 (question sociale)」という認識の特徴を、統計学の隆盛や治安維持とのかかわりにおいて検討する(第三款⁽⁶⁾)。

第一款 七月王政期支配層の秩序像

一八三〇年七月革命は、支配層に属する論者の多くにとつて、「新しい社会」をもたらしたと認識された。オーギュスタン・ティエリは、この革命を「十二世紀以来失われつつあった時代の：終焉」と評し、トクヴィルは、「アンシャン・レژیームから生きのびてきたすべてのものは、永久に破壊された。一八三〇年に、中産階級の勝利は決定的になった」と評している。一八三〇年代以降、平準化された「社会」のあり方を指す語として「デモクラシー」が用いられたことは、この認識の一端を示している。アリストテレス以来「デモクラシー」とは、政治に参与する資格や財産をもたない民衆による専制を意味し、否定的な含意とともに用いられてきた。革命期において、ロベスピエールは「デモクラシー」と「共和政 (République)」を同一視したが、こうした用法は恐怖政治の経験と結びつくことで、一八四〇年代に至るまで忌避された。⁽⁶⁾ 一方、一八三五年と一八四〇年に出版されたトクヴィルの『アメリカにおけるデモクラシー』では、「デモクラシー」とは、政治体制にとどまらず、身分関係や伝統的権威の衰退による諸階層の平準化という「社会状態 (état social)」を指している。⁽¹⁰⁾ 一八四〇年以降の実質的指導者となるギゾーもまた、一八四九年の著作『フランスにおけるデモクラシー』の中で、「デモクラシー」を「社会状態」ととらえている。⁽¹¹⁾

七月王政期の支配層は、このような「新しい社会」の到来を前提としながら、統治権力の役割を再定義することによつて「革命を終わらせる」ことを課題とした。⁽¹²⁾ 以下では、ギゾーの思想を中心に、統治権力と「社会」との関係に絞つて、支配層の秩序像の特徴を三点指摘する。

第一に、七月革命後に支配層を構成したギゾー、ロワイエ・コラル (Royer-Collard)、ジエフロイ (Joffroy) など⁽¹³⁾ のドクトリネール、折衷主義哲学の代表者ヴィクトール・クザンなど、いわゆる「一八二〇年世代」⁽¹³⁾ は、「歴史」「文明

化 (civilisation)」という語彙を、思想上の鍵概念としている⁽¹⁴⁾。世紀転換期の思想家、コンデイヤック、デステュト・ド・トラシ、カバニスなどのイデオログにおいては、人間論と社会論とが直接結合し、抽象的な「進歩」という啓蒙的観念を超えた「歴史」への関心は希薄であった。これにたいして一八二〇年代以降、「歴史」の観念は「宗教に代わり、諸価値の源泉としての位置を占めた」⁽¹⁵⁾。彼らにおいて「社会」とは、「文明化」へと自己運動する集合として把握される⁽¹⁶⁾。ギゾーによれば、ヨーロッパ史とは、宗教的権力・世俗的権力、王権・貴族・ブルジョワジー・労働者など、複数の権力や階層間で不断の闘争が行われ、一方では社会の多元化の進展と、個々人の「自由検討 (libre examen)」の精神が、他方では、複数の権力の競合を通じたより高次の政治的統一が実現される過程として捉えられる。こうした「文明化」論から、ギゾーは、市民的平等と自由を保障する立憲的体制の確立を、復古王政期の課題と見なした⁽¹⁷⁾。

第二に、ギゾーは市民的平等を肯定する一方で、「人民主権」論を批判し、「理性主権 (souveraineté de la raison)」を唱える⁽¹⁸⁾。彼は一八二一年の書簡で、次のように述べている。「全能の政府 (gouvernement tout fait) が存在している。これを受け入れた上で、規制しなければならぬ」⁽¹⁹⁾。一八二二年の著作『統治の方法について』では、「権力は社会を形成しない。それを見出すのだ」⁽²⁰⁾と述べている。フランス革命期の「人民主権」論は、「多数者の少数者にたいする絶対的支配」「専制」をもたらした⁽²¹⁾。統治権力の「正統性」は、多数者による支配ではなく、社会の中に分散する優れた諸個人の「理性」を統治機構へと統合し、統治行為に反映することに存する⁽²²⁾。「政府の本質は：社会を支配する資格のある真理を発見し、それを人々に理解させ、自ら進んで採用させる、という意図をもって構想された、体系的な手段と力である」⁽²³⁾。彼は政治的領域に機能的分業の観念を導入し、「大衆 (masse)」に指導を行いうる政治的エリート層の創出を、同時代の主要な課題とする⁽²⁴⁾。

第三に、統治権力は、「社会」から独立して存在するのではなく、代表や行政を通じ、「社会」と不断に交流すること

によつてはじめて機能する。彼は、「行政 (administration)」について、次のように論じる。「行政とは、できる限り迅速かつ確実に、中央権力の意思を社会のあらゆる部分に行き渡らせると同時に、社会の諸力を、中央権力へと上昇させる手段の集合である」。(25) 一八三三年六月二八日法 (ギゾー法) による初等教育の義務化も、統治権力が「社会」を理性的存在へと陶冶するという統治観から導かれたものであった。

七月王政期支配層の思想は、革命期の「人民主権」論に見られた「政治」による「社会」の包摂に対抗して、「社会」と「政治」の二領域を分離し、「政治」による「社会」の代表と指導という形で、両者の関係を新たに編成したものと位置づけられる。それは、「社会」の自律的な運動法則 (「文明化」) への信頼に支えられ、実質的には、中産階級による民衆層の指導と陶冶という形で、両者の幸福な結合を図ろうとするものであった。

(1) ルイ・シュヴァリエ (喜安ほか訳) 『労働階級と危険な階級』みすず書房、一九九三年、一七七頁。十八世紀末まで漸増にとどまっていたフランス全体の人口は、一八二〇年から六〇年のあいだに倍増した (Richard Sennet, *The Fall of Public Man*, Alfred A. Knopf, 1976, chapitre 7^e)。

(2) 一八三二年のコレラの大流行は、都市の衛生環境の悪化が「社会的」問題と認識される契機となった (Georges Vigarello, *Le sain et le malsain : santé et mieux-être depuis le moyen âge*, Paris, Seuil, 1993, p. 201)。

(3) この時期に「産業革命」と称しうるほどの経済構造の変化が見られたのかどうかについては、議論が分かれている。本稿の視角にとつて重要なことは、当時の人々にとつて、蒸気機関や工場機械に象徴される「産業的」施設が、過去の社会と切断された「全く新しい時代」をもたらしていることを認識されたことである (William H. Sewell, *Gens de métier et révolutions : le langage du travail de l'ancien régime à 1848*, Aubier Montaigne, 1983, p. 199)。例えば「産業 (industrie)」という語は、十八世紀まで「勤勉な (industriel)」という個人的気質を表す形容詞として用いられていた。十九世紀初頭においても、この語は農業・商業などを含む経済活動全般を指すものとして用いられた (例えば、Destut de Tracy, *Éléments d'idéologie*, 4^e et 5^e

- partie, Paris, 1815の用法)。それが工場生産と結びついた経済活動を指すようになったのは、一八二〇年代のサン・シモン
の用法が最初とされる。 Cf. Henri Gouhier, *La jeunesse d'Auguste Comte et la formation du positivisme*, t. 3, Auguste Comte et
Saint-Simon, Paris, Vrin, 1970, pp. 34-37.
- (4) ブローデルとラブルースによれば、少なくとも一八二八―一八三二年、一八三九―一八四〇年、一八四六―一八四七年
の三度の大きな経済不況が発生した (Fernand Braudel et Ernest Labrousse dir., *Histoire économique et sociale de la France*, t. 3,
op. cit., p.1004)。一八三〇年代には、三三年のパリ、三二年と三四年のリヨンなどで、民衆・労働者層の直接行動が繰り返
された。
- (5) シュヴァリエ『労働者階級と危険な階級』前掲書、三三七頁。
- (6) 本節の内容と直接関わる先行研究を挙げておく。フーコーの影響の下で、十九世紀前半の「社会問題」への認識を思想
的に検討したものとして、François Ewald, *L'Etat providence*, Paris, Bernard Grasset, 1985, pp. 85-107; Giovanna Procacci,
Gouverner la misère : la question sociale en France (1789-1848), Paris, Seuil, 1993 が優れている。プロカッチの研究への批判を
行ったカテリヌ・デユブラの議論については、第二章第一節で検討する。またこれらの研究を踏まえ、ヴィルヌーヴ・
バルジユモンの思想を中心に、この時期の「貧困」認識の特徴と、支配層の対応の偏差を検討したものととして、拙稿「La
question sociale et la politique : une origine philosophique de l'Etat social dans les années 1830 en France (1)(2)」, *Hokkaido Law
Review*, vol. 52, no. 4, pp. 327-382, no. 6, pp. 219-268, 2001-2002 と参照されたい。邦語文献としては、阪上孝『近代統治の
誕生』岩波書店、一九九九年、第五章がまじまっている。
- (7) Leroy, *Histoire des idées sociales en France*, t. 2, de Babeuf à Tocqueville, Paris, Gallimard, 1950, p. 375. ルロフは、この時代の思
想を、「社会的「解放への希求を表現する「社会ロマン主義」と特徴づけている。Maxime Leroy, *Histoire des idées sociales en
France*, t. 3, d'Auguste Comte à P.-J. Proudhon, Paris, Gallimard, 1954, p. 134.
- (8) Alexis de Tocqueville, *Oeuvres complètes*, t. 12, *Souvenirs*, Paris, Gallimard, 1964, p. 30 (喜安明訳『フランス二月革命の日々―
トクヴィル回想録』岩波文庫、一九八八年、一七頁)。
- (9) 第三章第一編を参照。
- (10) トクヴィルはそれを、不可逆の「撰理的」傾向にとらえ、後の二月革命に通ずる両義的側面を見出していた。「条件の平

等化の漸進は、神の御業 (*Fat providentiel*) である。その本質的性情とは、普遍的で、持続的で、日々人間の力を越えていくことである。…デモクラシーは、封建制を崩壊させ、王制を打ち倒した後に、ブルジョワと富裕層の前で後退すると考えることができようか?…/それでは、我々はどこへ向かおうとしているのか? 誰も答えることはできない」(Alexis de Tocqueville, *Œuvre, papiers et correspondances*, 3^e éd., t. 1, *De la démocratie en Amérique*, Paris, Gallimard, 1951, p. 4. 岩永、松本訳「アメリカにおけるデモクラシー」研究社出版、一九七二年、一三頁)。一八四〇年代から十九世紀半ばにおける「デモクラシー」の用法については、第三章で改めて触れる。

(11) François Guizot, *De la démocratie en France*, Paris, 1849, p. 15. キンゾーによれば、七月王政期の王党派ですら、「我々の王政は、民主的王政 (*monarchie démocratique*) である。我々にそれゆえに、この王政は過去の王政と本質的に異質であり、新しい社会に適合的である」と主張していたと云う (*ibid.*)。

(12) Rosanvallon, *Le moment Guizot*, Paris, Gallimard, 1985, p. 16.

(13) 「一八二〇年世代」は、フランス革命期から総裁・統領政府期にかけて、哲学、歴史学、政治経済学などの分野で新しい思潮が議論された自由主義的環境の中で知的形成を行い、ナポレオン帝政への反対運動を担った世代である。その中には、ヴィクトール・クザンや、その哲学の影響を受けたノルマリアン(ジョフロイ(Th. Joffroy)、ダンロン(Ph. Danton))、デュボワ(P. F. Dubois)、ポータン(L. Batain)、オーギュスタン・テイエリなど、サン・シモンの影響を受けた雑誌『グローブ』(Globe)の文筆家、レニュサ(Reynusat)など自由主義的貴族等が含まれる。Cf. Alan B. Spitzer, *The French Generation of 1820*, Princeton, Princeton University Press, 1987.

(14) Jacques Billard, *De l'école à la République : Guizot et Victor Cousin*, Paris, Presses Universitaires de France, 1998, pp. 3-24.

(15) Crt Crossly, *French Historians and Romanticism : Thierry, Guizot, the Saint-Simonians, Quinet, Michelet*, London and New York, Routledge, 1993, p. 41. 一八二〇年代には、ティエール『フランス革命史』(Adolphe Thiers, *Histoire de la Révolution française*, Paris, 1823-30)、『ミネ』(一七八九年から一八一四年までのフランス革命史) (François Mignet, *Histoire de la Révolution française depuis 1789 jusqu'en 1814*, Paris, 1824) など、歴史を主題とした著作が数多く出版され、キンゾーやキネへと引き継がれた。

(16) 例えば、オーギュスタン・テイエリは、歴史を諸階級の闘争 (*conflict*) による「進歩」の過程ととらえた。征服によって権力を獲得した貴族階級にたいし、第三身分(「人民 (*peuple*)」) が力をつけ、最終的にフランス革命と七月革命によって

- 後者が勝利し、「進歩」が実現したとされる (Augustin Thierry, *Histoire de la conquête de l'Angleterre*, 1826)。
- (17) François Guizot, *Des moyens de gouvernement et d'opposition dans l'état actuel de la France, 1821*, reproduit chez Belin, Paris, 1988, pp. 37-38.
- (18) *Ibid.*, p. 118.
- (19) Lettre du 7 juillet 1821, cité par Rosanvallon, *Le moment Guizot*, op. cit., p. 44.
- (20) Guizot, *Des moyens de gouvernement...*, op. cit., p. 105.
- (21) *Ibid.*, p. 116.
- (22) François Guizot, *Histoire générale de la civilisation en Europe, depuis la chute de l'Empire romain jusqu'à la Revolution française*, Bruxelles, Meline, p. 122 (安土正夫訳『ヨーロッパ文明史』上巻、角川文庫、一九五四年、一一二七頁)。
- (23) *Ibid.*, p. 120 (邦訳、上巻、一一二六頁)。
- (24) 「統治行為とは、諸個人 (individus) が、大衆 (masses) にたいして力を行使することである」(Guizot, *Moyens de gouvernement...*, op. cit., p. 107)。
- (25) Guizot, *Histoire de la civilisation en Europe*, op. cit., p. 342 (邦訳、下巻、一七七頁)。

第二款 大衆的貧困

マルサスの影響を受けた政治経済学者デュシヤテルは、一八二九年の著作の中で、次のように述べている。

「一般に今日では、社会が進歩の法則にしたがっていると認識されている。……この進歩は、文明化の歩みから成り、社会と人間に栄光を与えている。……しかし、こうした達成を賞賛する一方で、著述家たちは、あまりにも国民を集会的なものとしてしか考察せず、社会の劣った階層に目を向けようとしてこなかった。」⁽²⁶⁾

デュシャテルによれば、「文明化」「進歩」という観念は、「国民」の一体性を前提としている。しかし実際には、むしろ富の蓄積とともに「人類の大部分を占める劣った階層」が出現している⁽²⁷⁾。

七月王政以降、産業化とともに現れた貧困は、従来の貧困現象と区別されて、「大衆的貧困 (pauperisme)」と称されるようになる⁽²⁸⁾。トクヴィルは、一八三五年にシエルブル王立アカデミー協会 (Société Royale Académie de Cherbourg) で行われた講演を「大衆的貧困についての覚書」と題し、次のように始めている⁽²⁹⁾。

「ヨーロッパの様々な国を周ってみると、きわめて奇妙な光景、一見したところ説明不可能な光景に驚かされる。／最も貧しく見える国は、実際には、最も貧民がわずかな国である。あなた方が裕福であると賞賛する人びとのあいだでこそ、人口の一部分が、生きるために、他者に救いを求めることを強いられているのである」⁽³⁰⁾。

トクヴィルによれば、その原因は、産業化の下で人々の「欲求 (desir)」が「必要 (Besoin)」を超えて煽動されることに見出される。その結果、上層階級の奢侈品の生産が、生活必需品の生産に優先され、生活必需品の価格が高騰することとで、下層階級の困窮がもたらされた、という⁽³¹⁾。

この時代の思想家にとつて、「大衆的貧困」とは、従来の枠組みによつては説明が困難な「まったく新しい現象」であった⁽³²⁾。一八三四年の段階で、この現象を最も体系的に論じたヴィルヌーヴ・バルジュモン⁽³³⁾は、それを「個人的貧困」と対照して、次のように論じている。彼によれば、従来の貧困は、生来の肉体的・精神的能力の不平等や、個人の悪徳・怠惰に起因した。それへの対応は、富裕階層の「慈善」と、労働能力を有する貧民への「労働」の強制によつて行われてきた⁽³⁴⁾。これにたいして、「大衆的貧困」は、個人の問題ではなく、「社会構造」によつて引き起こされた「システム」の問題である。

「貧民——大衆的貧困という新しくも哀れな名前では呼ばれている——は、人口のあらゆる階層 (classes) に広がって

いる。…赤貧は、もはや偶然ではなく、社会の大部分に強いられた条件である。そうだとすれば、我々はもはや、広範に見られる苦痛の兆候、社会の構成のあり方の奥深くに生じている問題、より重大で恐るべき混乱へのきざしを、見過ごすことはできない。」⁽³⁵⁾

このような集合的問題への対応は、もはや個別の慈善や、個人への労働の強制に拠るだけでは十分ではない。

第二に、それは「労働者階級 (classes ouvrières)」全般に広がっている。「労働者階級における貧窮は、現代の問題となった」⁽³⁶⁾。十九世紀初頭までの自由主義者や博愛主義者によれば、貧困とは、旧体制の誤った政策の帰結にすぎなかった。労働の自由を実現することで、それは消失するはずである。ところが「大衆的貧困」は、「産業の生産の増大そのものによって、増え続ける傾向にある」⁽³⁸⁾。この貧困は、むしろ工場における劣悪な労働環境、労働者階級の知的・道徳的衰退など、「労働」と結びついた場や環境から生まれている。⁽³⁹⁾

一八三〇年代初頭には、一八三四年のイギリス救貧法改正に至る議論がフランスに導入され、救貧税や公的扶助への批判が、支配層の間で広く共有された。⁽⁴⁰⁾これらの批判によれば、救貧法は、作業所 (work house) で働く貧民に依存心を植え付け、自由な経済活動を阻害し、労働者の賃金を抑制することによって、貧民の数を増大をさせたにすぎなかった。⁽⁴¹⁾それは同業組合、徒弟制度などと同様に、個人の自由を抑圧する「専制的な法」⁽⁴²⁾であり、私的慈善を衰退させ、富裕層と貧困層との間に存在した自発的な紐帯を破壊する官僚的・機械的な対応である。デュシャテルによれば、イギリスの「法的慈善 (charité légale)」は、「悲惨な失敗」を招いたにすぎなかった。⁽⁴³⁾

以上のように、「大衆的貧困」は、宗教的慈善、自由主義、国家の介入（博愛主義、法的慈善）によつては対応できない問題である。その原因と対応は、宗教、経済、国家とは異なる領域、すなわち「社会」において見出されなければならない。ピユレは言う。

「大衆的貧困という語は…もはや貧困という悪を指すだけではない。それは、より一般的な事柄である。…大衆的貧困とは、貧困という現象の総体を包含する。…それは、社会的惨禍としての貧窮、公的貧窮のことである」⁽⁴⁴⁾。こうして「大衆的貧困」への認識は、「社会」秩序一般への問いへと向かう。

(26) M. S. Duchâtel, *De la Charité, dans ses rapports avec l'état moral et le bien-être des classes inférieures de la société*, Paris, 1829, p. 6.

(27) *Ibid.*

(28) « paupérisme » の原語は、英語の pauperism である。それは一八一六年の William Clarkson, *An Inquiry into the Cause of the Increase of Pauperism and Poor Rates*, London において初めて用いられたと言われている。Dictionnaire Robertによると、この語がフランスに持ち込まれたのは、一八二三年であった。

(29) トクヴィルは、一八三三年、一八三五年のイギリスへの旅行でイギリス救貧法 (Poor Law) 改正の議論に立会い、「大衆的貧困」への認識を深めた。彼は一般に自由主義者に分類されているが、「大衆的貧困」への対応の場面では、国家による貯蓄組合・共済組合設立の奨励を主張し、貧民を農地に移住させる農業植民 (colonie agricole) 政策にも共感を示している (Alexis de Tocqueville, *Mémoire sur le paupérisme, seconde mémoire*, 1838)。トクヴィルの「大衆的貧困」への対応と、同時代の中での位置づけに関しては、次の文献が詳しい検討を行っている。Eric Kestassy, *Le libéralisme de Tocqueville à l'épreuve du paupérisme*, Paris, Harmattan, 2000.

(30) Alexis de Tocqueville, *Mémoire sur le paupérisme*, 1835-1838, repris dans *Sur le paupérisme*, Paris, Alia, 1999, p. 7.

(31) この議論は、マルサスやシスモンディによってすでに行われた議論の反復である。トクヴィルは、産業化とともに貧困が生まれるメカニズムを、「経済学的」にはなく、上層階級の「欲求」の昂進と、下層階級の「怠惰」「先見性の欠如」という「モラル」の状態によって説明しようとしている。彼はセイをすでに読んでいたが (Kestassy, *op. cit.*, p. 43)、その説明は分配、人口政策、衛生などに関する議論を含んでいない。彼は一八三七年に政治経済学者ナンソー・セニョール (Nassau Senior) に宛てた手紙の中で、自らが「政治経済学」に関する十分な知識を持ち合わせていないことを、次のように嘆いて

いる。「あなたの仰るように、私はしばしば、人類の知のこの重要な部分について、十分な基礎知識 (notions) を持ちあわせていなくとも思っていました」(Lettre du 11 janvier 1837, cité par Kestassy, *Le libéralisme de Tocqueville...*, op. cit., p. 45)。

(32) Alban de Villeneuve-Bargemont, *Economie politique chrétienne*, 2^e éd. (1^{re} éd., 1834), Paris, 1837, p. 16.

(33) ヴィルヌーヴ・バルジュモンは、一七八五年にサン・トーマの大貴族の家に生まれ、一八二〇年代に北部ロワール地方、一八二八年から三〇年にリール地方の知事を歴任した。そこで当時最も産業の発展していた北部地方の貧困現象を目的としたりにし、行政職を辞して経済研究に没頭した後、一八三四年に『キリスト教政治経済学』を出版した。当時の行政統計を広範に利用し、産業化とともに生じた貧困の実態と、その原因や対策を初めて体系的に展開したこの書は、第二章で論じる「社会経済学」のさきがけとなり、多数の好意的な書評に迎えられた。ライエは、彼の著作を「新しい政治経済学派の登場」と評している。F. Laffier, « D'une nouvelle école d'économie politique », *Revue européenne*, t. 1, 1835, pp. 129-148, t. 2, pp. 247-283. トクヴィルの議論も、ヴィルヌーヴ・バルジュモンの著作の統計に依拠したものであった。ただしトクヴィル自身は、「彼『ヴィルヌーヴ・バルジュモン』の理論全体を是認するわけではまったくない」と述べている (Tocqueville, *Sur le paupérisme*, op. cit., p. 9. トクヴィルとヴィルヌーヴ・バルジュモンとの影響関係についても、ケラシィの前掲書が詳しい)。なお、ヴィルヌーヴ・バルジュモンの生涯と思想にたいする包括的な検討は、以下の拙稿で行っている。Takumi TANAKA « la question sociale et la politique... » op. cit. その他の研究として、以下のものがある。André Tiano, *Alban de Villeneuve-Bargemont (1784-1850) : le précurseur de l'Etat social ou un grand notable bien ordinaire ?*, Nîmes, C. Lacour, 1911 ; Sister M.-J. Ring, *Villeneuve-Bargemont, Precursor of Modern Social Catholicism*, 1935.

(34) Villeneuve-Bargemont, *Economie politique chrétienne*, op. cit., p. 52.

(35) *Ibid.*, p. 15.

(36) *Ibid.*, p. 16.

(37) 第一章第二節第三款のラ・ロシユフーコーリアンクール、カバニスの議論を参照。

(38) Villeneuve-Bargemont, *Economie politique chrétienne*, op. cit., p. 15.

(39) Alban de Villeneuve-Bargemont, *Discours prononcé à la chambre des députés par M. le Comte Alban de Villeneuve-Bargemont, dans la discussion du projet de loi sur le travail des enfants dans les manufactures*, 1840, pp. 3-5.

- (40) イギリスの救貧法批判については、以下を参照。Gertude Himmelfarb, *The Idea of Poverty: England in the Early Industrial Age*, New York, Alfred A. Knopf, 1984, pp. 154-155; J. R. Poynter, *Society and Pauperism: English Ideas on Poor Relief, 1795-1834*, London, Routledge and Kegan Paul, 1969.
- (41) アダム・スミス(大河内一男監訳)『国富論』第一巻、中公文庫、一九七八年、二二六頁以下。
- (42) マルサス(永井義雄訳)『人口論』中公文庫、一九七三年、六二一―六三三頁。マルサスは次のように言う。「独立のできない貧民というものは、恥ずかしくておくのがいい。人類全体の幸福を増進するためには、こういう刺激は絶対に必要である」(同上、六七頁)。
- (43) Duchâtel, *Considérations d'économie politique sur la bienfaisance ou la charité*, 2^e éd., Paris, 1836, p. 160. 一八四〇年代に『イギリスおよびフランスにおける労働者階級の貧困について』を執筆した著名な社会経済学者ユージェヌ・ビュレも、次のように指摘する。「キリスト教の慈善と公的慈善は…貧窮にたいして間接的原因として作用し、その拡大を防ぐ代わりに、増大させてしまった」(Eugène Buret, *De la misère des classes laborieuses en Angleterre et en France*, Paris, 1840, t. 2, p. 60)。
- (44) Buret, *De la misère des classes laborieuses...*, op. cit., t.1, p. 108.

第三款 社会問題

「社会問題 (question sociale)」という語は、一八三二年以降、共和派のみならず、保守主義、カトリシズム、統計・衛生・政治経済学者など、様々な立場の雑誌や著書の中で用いられた⁽⁴⁵⁾。ここでは、七月王政期支配層による公的秩序への把握とのかかわりから、「社会」に関する新たな知の成立、貧困と治安維持との結びつきという二つの論点を採りあげ、「社会問題」の意味内容を検討する。

(一) 統計

この時期の公的秩序に関する問題は、支配層にとって操作可能な知の体系、すなわち社会統計学や衛生学などによって認識され、表象される。一八三〇年から四〇年代は、「統計の熱狂時代 (ère d'enthousiasme statistique)」と称される⁽⁴⁶⁾。十七世紀から十八世紀にかけて、「政治算術」、人口、生産、財政などの対象について、行政を補完する目的で利用された統計は、⁽⁴⁷⁾一八三〇年前後から、衛生、法、医学など、民衆の具体的生活環境にかかわる多様な領域へと対象を拡大させ、技術者、衛生学者、医師、法学者などの実践的知の担い手によって用いられはじめた。たとえば、理工科学校 (Ecole polytechnique) を卒業した技師たちは、経済・技術・数学的な知を実践に应用することを主張した。一八二七年に発刊される『刑事司法省一般報告書 (Compte général de l'Administration de la Justice criminelle)』では、法学者の手によって犯罪統計が収集され、同時代の知的世界に大きな反響をもたらした。⁽⁴⁸⁾一八二九年『公衆衛生法医学年報 (Annales d'hygiène publique et de médecine légale)』では、医師たちの手によって精神障害、自殺、民衆の健康状態などに関する統計調査が実施され、監獄の設計、都市の衛生設備、法医学への提言が行われた。⁽⁴⁹⁾その創刊号では、次のように宣言されている。「医学は病気の研究と治療を目的とするだけでなく、社会の組織化と密接な関係を持つている」⁽⁵⁰⁾。さらに、衛生学者バラン・デュシャトレがこの時期に著したパリ市の下水道、売春の実態に関する社会調査は、公衆衛生行政に大きな影響を与えた。⁽⁵¹⁾

一八三五年に発表された統計学者ケトレの『人間とその能力の発展について——社会物理学論』は、個人と社会の關係や、社会規範についての新しいとらえ方を示している。⁽⁵²⁾彼によれば、多数の人間を統計の対象とすることによって、人間の「一般的性質」を明らかにすることができる。例えば、出生・生育・死亡は一定の法則に従って起こる。それだけでなく、犯罪すら一定の確率で生じている。

「社会はその中に、犯されるであろう一切の犯罪のもと (*genmes*) を含んでいる。ある意味では、社会こそが犯罪を準備するのであり、犯罪者はそれを実行する道具にすぎないのである。」⁽⁵³⁾

このように、個人の振る舞いは、彼を取り巻く社会環境から生み出される。さらに統計的法則は、善悪に関する規範的準則をも明らかにする。

「モラルにかんする我々の基準とは、かくの如きものであろう。陥りやすいあらゆる極端さから距離をとり、正當な限度内にとどまるとき、人間の性質は徳 (*virtu*) となる……。ある時代に、自己のうちに平均的人間のあらゆる性質を備えた者は、あらゆる偉大なもの、美なるもの、善なるものを代表するであらう。」⁽⁵⁴⁾

ケトレにとつて、「平均」とは「社会の表現 (*expression de la société*)」である。規範的準則は、アプリアリにはなく、「社会」の内部に見出せる。言い換えれば、善悪の基準は、社会の現象間の統計的偏差——正常と異常——の中に表現される。

(二) モラル

この時期の社会統計は、人民の「モラル」を読解するという目的と結びついている。ケリーは、『フランスのモラルにかんする統計論』(一八三三年)で、自然科学的方法を導入した「モラル」の観察を唱えた。⁽⁵⁵⁾ケトレの社会統計学、ダンジェヴィル『身体あるいはモラルとの関連からみたフランスの人口統計論』(一八三六年)、それを受けたデュフォー『統計学概論、あるいは社会的諸事実の生成法則に関する研究』(一八四〇年)などでは、身体や物質的環境と人々の「モラル」のあり方との関係が主題とされた。⁽⁵⁶⁾

ここで「モラル」とは、日常の生活規範を意味する「道徳」よりも広い対象を指している。それは、人びとの振る舞

いや生活態度を規定する、集合的な精神のあり方を意味する。すでに述べたように、十八世紀後半には、伝統的な内的省察に基づく人間論としての「道徳哲学 (moral philosophy)」と異なり、人間同士の関係の総体を扱う「社会の科学」の対象として、「モラル」という語が用いられた。⁽⁵⁷⁾一八三〇年代に「大衆的貧困」への対応が問題となると、民衆の生活習慣、労働規律、衛生習慣、家族形態、飲酒・貯蓄習慣などが、公的秩序との関わりから問題化され、統治権力による観察の対象として把握されることで、「モラル」として総称される。

たとえば、フレジエによれば、犯罪、売春、泥酔、擾乱などの「悪」は、「人間に感情が内在しているように、社会という組織に内在している」。それを廃絶することは不可能であるが、貧民の「習俗」に働きかけ、「モラル」を向上させることによって、その数を抑制することができる。⁽⁵⁸⁾デュシヤテルは、貧窮の原因を、下層階級の思慮と計画性の欠如にあるとした。⁽⁵⁹⁾ヴィラルメは、「工場の労働者は、節制、儉約、予見、品性を欠いている」とし、その原因を「大工場での労働者の定期的会合、移動労働者のたまり場、異なる性と年齢の混合」に見出した。⁽⁶⁰⁾ピユレによれば、「貧窮 (misère) とは、モラルにおいて現れた貧困 (pauvreté dans la morale) のことである」⁽⁶¹⁾。これらの論者は、「社会問題」を「モラル」の問題ととらえ、下層階級の「モラル」を組織的に改善すること、すなわち「モラル化 (moralisation)」を、統治権力の新たな課題とする。⁽⁶²⁾

(三) 危険

支配層の「社会問題」認識において、貧困現象は、犯罪・擾乱・伝染病など、秩序を攪乱する多様な現象と結びつけられ、統治権力による指導や介入の対象として構成される。⁽⁶³⁾ピユレの言うように、「貧困」とは、積極的に定義することのできない状態である。それは何らかの必要物が「欠如」した「消極的」状態であり、具体的内容は、文脈に応じて

規定されうるにすぎない。⁽⁶⁴⁾デュシャテルは言う。「ひとが貧困の原因を数え上げ、分類しようとすると、最初に驚かされ、悩まされるのは、その原因があまりに多種多様であることである。能力の欠陥、事故…、無規律、不摂生、長期の病氣、災害、生まれ持った不幸⁽⁶⁵⁾」。貧困は、「社会的」環境にその原因が求められるだけでなく、秩序を脅かす要素と結びつけられることで、「社会問題」として認識される。一八三四年に公刊されたモログの『大衆的貧困について』では、次のように述べられている。「貧民を都市から遠ざけよう。彼らは都市において無為のうちに育ち、仕事があるとときには放蕩のうちに墮し、仕事がないときには、乞食と窃盜にまで墮落する⁽⁶⁶⁾」。

一八四〇年に「道徳政治科学アカデミー」の賞を受賞したフレジエの『大都市の民衆における危険な諸階級について』は、この時期の貧困認識の特徴を示している。彼は次のように主張する。

「貧しく、墮落した階層は、いつの時代にも、あらゆる種類の犯罪者の最も豊かな温床であったし、そうありつづけるであろう。これらの人々こそ、我々が特に『危険な階級 (classes dangereuses)』と呼ぶ人々である。なぜなら、たとえ悪徳が背徳的行為を伴わない場合にも、その人間の貧困と結びつくことで、彼は社会にとって、まさに不安の対象となり、危険となるからである。貧困が、悪徳さらには怠惰によって生活条件を悪化させるにつれて、社会の危険はますます増大し、差し迫ってきている⁽⁶⁷⁾」。

フレジエにとって重要なことは、犯罪行為そのものではなく、「危険 (danger)」である。「危険」とは、犯罪や擾乱の兆候であり、その潜在的可能性である。「貧困」は、このような「危険」と識別不可能な形で結びついている。「貧民は、勤勉で規律づけられていない場合には、他の誰よりも悪徳と犯罪に接している。危険な階級を研究することで、我々は、貧民こそが危険な階級の大部分を構成していると確信する機会を、幾度となく得てきた⁽⁶⁸⁾」。「社会問題」への対策は、こうした兆候を下層階級の中に読み取り、その顕在化を予防することに見出される。

以上のように、「社会問題」という認識は、七月王政期支配層の公的秩序を捉える視座の変化を示している。秩序を具体化するためには、個人を取り囲む集合的「モラル」を観察し、組織的に改善することが必要である。「モラル」は、家庭から、地域の人間関係、仕事場、階層全体に至るまで、論者に応じて様々な広がりをもって語られる。この「モラル」の概念と対応するのが、「危険」という概念である。すなわち「危険」とは、秩序に反する犯罪、擾乱、伝染病などの兆候である。秩序を維持するためには、これらの兆候をあらかじめ認識し、予防と管理を行うこと、そのために下層階級の「モラル」を観察し、組織的な働きかけを行うことが重要となる。社会的秩序とは、「公的」という規範的意味に支えられるのではなく、秩序を攪乱する諸要因を発見する知、そうした知の蓄積に基づく介入の絶えざる実践によって、事実的に保持されるものととらえられる。このように理解された統治権力のあり方を、本稿では「社会化 (socialisation)」と称し、それによって成り立つ秩序像を「社会化された公共性」と称する。

本章では、フランス革命初期に提唱された公と私、国家と個人の二元的構造から成る秩序像が、その後どのように問い直されたのかを、〈市民的公共性〉へ政治化された公共性へ社会科学の公共性へ社会化された公共性〉という類型を用いて考察した。フランス革命期に語られた規範的秩序原理は、産業化にともなう「大衆的貧困」の登場とともに、個人を「社会化」する権力のあり方への問いへと、問題構成を移行させていく。この時期以降、「社会」とは、自律した個人によって形成される規範的秩序を指すのではなく、個人の存立と集合的秩序の安定を支える具体的な生活環境・労働習慣・衛生習慣・家族形態・交友関係などの集積を意味する。十八世紀末から十九世紀前半に、「社会的技術 (social)」と称された統治実践は、このような「社会的」な場を対象とした権力のあり方を指している。十九世紀以降の思想の特徴は、国家がこのような統治実践を担う機関の一つとして、その他の中間集団、地方組織、家族などと同じ平

面の上に位置づけられていくことである。次章以降では、以上の問題構成の中で語られた十九世紀支配層の諸思想を、「政治経済学」、「社会経済学」、「社会的共和主義」、「連帯主義」という四つの潮流に区分し、比較考察する。

- (45) 「社会問題」を使用した初期の例として、以下の雑誌が挙げられる。Avenir, 7 mai 1831 ; Gazette de France, novembre 1831 ; Courrier Française, novembre 1831 ; Revue des Deux Mondes, novembre 1831. Cf. David Owen Evans, *Le socialisme romantique : Pierre Leroux et ses contemporains*, Paris, Marcel Rivière et Cie, 1948, p. 26. 著作のタイトルでは、アールエ主義者ルソエヴァアリエによる一八三三年の著書が最初の例と思われる。Jules Lechevalier, *Question sociale : de la réforme industrielle considérée comme problème fondamental de la politique positive*, Paris, 1833.
- (46) Bernard-Pierre Lecuyer, « Médecins et observateurs sociaux : les Annales d'hygiène publique et de médecine légale (1820-1850) » dans *Pour une histoire de la statistique*, Paris, INSEE, 1977, rééd. Economica, 1987, p. 448.
- (47) 国家が統計情報を積極的に利用するようになったのは、ブーラングエリエ『フランスにおける国家』(Boulainvilliers, *L'Etat de la France*, 1727) 以来とされる。ネッケルによって一七八八年に設立された国際收支局 (Bureau de la balance du commerce) は、公権力による統計の組織化を進めた。Cf. Pierre Rosanvallon, *L'Etat en France, de 1789 à nos jours*, Paris, Seuil, 1990, p. 41.
- (48) Michel Perrot, « Premier mesures des faits sociaux : les débuts de la statistique criminelle en France (1789-1830) », dans *Pour une histoire de la statistique*, op. cit., p. 128.
- (49) 『公衆衛生法医学年報』の詳しい構成に関して、Bernard-Pierre Lecuyer, « Médecins et observateurs sociaux ... » op. cit., pp. 445-468 を参照。
- (50) Perrot, op. cit., p. 129.
- (51) Parent-Duchâtelet, *De la prostitution dans la ville de Paris, considérée sous le rapport de l'hygiène publique, de la morale et de l'administration*, Paris, 1836.
- (52) Quetelet, *Physique sociale, ou Essai sur le développement des facultés de l'homme*, 2 vol., Bruxelles (1^{re} éd. 1835), 1869 (邦訳『人

- 間に就いて』全二巻、岩波文庫)。ケトル (Lambert Adolphe Jacques Quetelet, 1796-1874) はベルギーのガン (Gand) に生まれ、同地で中等教育を受け、アテネ学院の数学の教職に就いた。一八二〇年に王立学士院会員に選出され、一八四一年のベルギー中央統計委員 (Commission centrale de statistique) 設立、一八五三年のブリュッセルでの第一回国際統計会議 (Congrès international de statistique) 開催に尽力するなど、統計学者として活躍した。
- (53) Quetelet, *Physique sociale...* op. cit., t. 1, p. 97.
- (54) Quetelet, *Physique sociale*, op. cit., t. 2, pp. 392-393. のように、ケトルによって「徳」とは、卓越性ではなく、同時代の平均的傾向を代表するものによって定義される。
- (55) André-Michel Guerry, *Essai sur la statistique morale de la France*, Paris, 1833. ゲリー (André-Michel Guerry) は一八〇二年にツールで生まれ、ポワティエで法学を修めたのち、パリで統計学の専門家として活躍し、医学、衛生、犯罪、モラルなどにかんする統計書を数多く発表した。
- (56) Adolphe d'Angerville, *Essai sur la statistique de la population française, considérée sous quelques-uns de ses rapports physiques et moraux*, Paris, 1836. P. A. Dufau, *Traité de statistique, ou Théorie de l'étude des lois d'après lesquelles se développent les faits sociaux : suivi d'un essai de statistique physique et morale de la population française*, Paris, 1840.
- (57) コンドルセが一七八〇年代まで用いていた「道德政治科学 (sciences morales et politiques)」という表現は、統治行為の領域と、人々の相互行為から成る領域を、同一の視点から関連づけて考察することを意図していた。この表現は、コンドルセのみならず、当時一般に流通していた (cf. abbé Baudouin, *Ephémérides du Citoyen, ou Bibliothèque raisonnée des « Sciences morales et politiques »*, 1767; Robinet, *Dictionnaire universel des sciences morales, économiques, politiques et diplomatiques*, 1773-1783)。コンドルセが後に、それを「社会の科学 (sciences sociales)」と称したことは、前節で指摘したとおりである。なおフランス語で「モラル」という場合、一般に「精神」と訳される男性名詞 (le moral) と、「道德」と訳される女性名詞 (la morale) とがある。筆者の確認する限り、コンドルセは「le moral」を主に用いていたが、十九世紀以降の「道德政治科学アカデミー」の分類などでは、「la morale」の方が用いられている。しかし、それは日本語の「道德」より広く、「精神」と「道德」の両方にまたがる場合が多い。そのため本稿では、できる限り「モラル」と訳す。
- (58) G.-A. Fréquier, *Des classes dangereuses de la population dans les grandes villes et des moyens de les rendre meilleures*, Paris, 1840.

pp. 185-187.

- (59) Duchâtel, *Considérations d'économie politique*, *op. cit.*, p. 37.
- (60) Villermé, *Tableau de l'état physique et moral des ouvriers employés dans les manufactures de coton, de laine et de soie*, Paris, 1840, t. 2, p. 351.
- (61) Buret, *De la misère...*, t. 1, *op. cit.*, p. 113.
- (62) これにたいして、七月王政期の著名な社会主義者ピエール・ルルーは、「社会問題」を上層階級と下層階級に共通する問題ととらえた。一八三三年の「個人主義と社会主義」と題する講演では、「社会問題」の原因を、人びとが「物質的利益」を追い求め、「人民の道徳的・知的改善」を無視することに見ている (Pierre Leroux, « De l'individualisme et du socialisme », dans *Aux philosophies, aux artistes, aux politiques : trois discours et autres textes*, Paris, Payot et Rivages, 1994, p. 238)。「社会問題」とは、たんなる物質的富の問題ではなく「上層階級の放蕩という不道徳 (immoral) や悪徳、下層階級の自暴自棄という不道徳や苦しみ」を指している (Pierre Leroux, « De l'économie politique anglaise », *op. cit.*, p. 264)。
- (63) ルイ・シエヴァリエ 『労働者階級と危険な階級』前掲書、一三三―一四二頁。
- (64) Buret, *De la misère...*, t. 1, *op. cit.*, p. 110.
- (65) Duchâtel, *De la charité...*, *op. cit.*, p. 33.
- (66) Bon Bigot de Morogues, *Du paupérisme, de la mendicité et des moyens d'en prévenir les funestes effets*, Paris, 1834.
- (67) Frégier, *Des classes dangereuses de la population...*, *op. cit.*, p. 11.
- (68) *Ibid.*, p. 611.

第二章 社会経済学 ―― 「新しい慈善」

第一節 導入

「社会経済学 (économie sociale)」は、一八三〇年前後に「政治経済学 (économie politique)」から分岐し、七月王政期を通じて支配層による「社会問題」への対応を担った思想潮流である。その担い手は、行政官、経済学者、統計学者、衛生学者など、実践に近い立場にあり、主に「道徳政治科学アカデミー (Académie des sciences morales et politiques)」の周囲に集まった人々であった。社会経済学の内部にも、博愛主義、公衆衛生論、カトリシスム、プロテスタントイスマ、左派など、様々な思想的立場の相違がある。しかしこれらは、「社会問題」を伝統的紐帯の衰退の帰結ととらえ、中間集団と家族の強化を通じた「モラル」の組織化を主張し、国家の役割を補完的に位置づけようとした点で共通する。

第一款 先行研究と視角

一九七〇年代後半以降、フーコーの影響を受けた論者によって、社会経済学に関する研究が蓄積されている⁽¹⁾。これらの研究によれば、一八三〇年代の「新しい貧困」「大衆的貧困」の発見によって、古典的な自由放任主義が変容を蒙り、産業の自由と治安維持を両立させるために、貧民を統制する規律権力が「社会」内部に埋め込まれていった。

ドンズロは、家族の強化を主題とする著作の中で、「新しい貧困」への対応として現れた二つの思想潮流の対抗を強調している。一方で「キリスト教政治経済学」は、富裕層と貧困層の伝統的な支配服従関係を維持し、「慈善」を強化することを唱えた。他方で「社会経済学」は、貯蓄・衛生などにかかわる新しい「モラル」を貧民に内面化させるために、抑圧や服従ではなく、教育や助言を主とする貧民への働きかけを唱えた⁽²⁾。「十九世紀を通じて、慈善と博愛」「社会経済学」との競争があり⁽³⁾、最終的に「博愛が勝利した」⁽³⁾。この時期の言説における家族と医学・衛生・教育との結びつきは、家族が私的空間としてではなく、社会的規律を担う組織として再構成されたことを示している⁽⁴⁾、という⁽⁵⁾。

プロカッチは、フランス革命から二月革命までを扱った思想史研究の中で、「社会経済学」を主題に据えている。彼女によれば、七月王政期の社会経済学の同一性は、思想内容ではなく、問題の共有にあつた。⁽⁶⁾ すなわち、十八世紀までの「古典的政治経済学」を批判する一方で、社会主義からも距離を取り、「大衆的貧困」への対応を、国家ではなく博愛組織、パトロナージュ、家族などに委ねようとした点である。社会経済学では、貧民の権利ではなく、衛生・医学・貯蓄・労働などにかかわる集合的「モラル」の役割が重視される。⁽⁷⁾ その担い手としては、博愛主義者、政治経済学者、衛生学者、カトリックなど、幅広い立場が含まれている。⁽⁸⁾

エヴァルドは、主著『福祉国家』において、一八〇四年民法に表現された個人的責任原理の変容に焦点を合わせている。個々人の安楽や生命を脅かす「リスク」への補償責任を「社会」全体が担うという「社会権 (droit social)」の理念は、「新しい政治的合理性」、「新しい存在論的状况」をもたらした。⁽⁹⁾ それはおよそ以下のような過程を辿って生まれたとされる。

第一に、十九世紀初頭の自由主義者は、法的な平等と事実的不平等とを区別し、法的領域の外部に、他者への共感に基づく社会的義務の領域が存在する、ととらえた。貧困への対応は、この「社会的」領域における博愛活動に委ねられるべきである。エヴァルドによれば、「社会的なもの (le social)」は、自由主義的政治哲学の本質的な関心対象⁽¹⁰⁾ であつた。⁽¹⁰⁾

第二に、一八三〇年代に入ると、「大衆的貧困」の登場によって、貧困が個人的責任を越えた労働者階級全体の問題として認識される。⁽¹¹⁾ シスモンディ、ジェランドからル・プレに引き継がれる「社会経済学」は、国家ではなく家族・パトロナージュの役割を重視し、労働者階級への慈善や貯蓄・労働の奨励を主張した。⁽¹²⁾

自由主義と社会経済学という二つの思想は同一ではないが、両者とも、貧困や扶助を権利の問題と区別された「社会」

の問題ととらえる点で共通する。こうした考え方が、世紀後半に一般化する「リスク」の統計的把握という考えと結びつくとき、病気や事故は「社会」に内在する「リスク」の偶発であり、個人ではなく「社会」こそがそれへの補償責任を担う、という「社会権」の理念がもたらされた。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

以上の研究の特徴は、十九世紀思想における「社会」の主題化が、国家の外部領域における規律権力の拡散という文脈から理解され、その端緒として社会経済学が位置づけられることである。他方で、「社会的なもの」を主題化した異なる思想潮流——七月王政以降の政治経済学、社会経済学、連帯主義など——の関係については、不明確な点⁽¹⁵⁾が少なくない。⁽¹⁶⁾例えばドンズロは、「慈善」(社会カトリシズム)と「博愛」(社会経済学)を区別し、それ以外の論者は、両者を社会経済学の中に含めている。社会経済学と世紀後半の連帯主義は、ドンズロ、エヴァルドにおいて連続的にとらえられ、カステルによれば明確に区別される。

こうした混乱は、とりわけ「自由主義」との関係について顕著である。ドンズロによれば、社会経済学とは、より効率的な統治を実現するという自由主義者の関心に沿う思想であった。プロカッチは、社会経済学における「社会的なもの」の概念を、「自由主義理論の基盤を修正しようとしたものではなく、自由主義の内部で、社会の組織化に向けた解決策を構成したものと位置づけている。⁽¹⁷⁾エヴァルドが「社会的なもの」の概念を自由主義の「本質的関心」としていたことは、すでに指摘したとおりである。

これらの研究の問題点は、「自由主義」という語の意味内容が曖昧である点にある。十九世紀において、国家の外延に広がる「社会」という領域が問題化され、国家と社会の関係が問い直されたことは事実であるとしても、重要なことは、それらの思想のあいだに、産業化、法とモラル、国家と中間集団、自由と平等の意味づけなどをめぐる様々な偏差や対立が存在したことである。「自由主義」と「社会的なもの」を直接に結びつけるならば、そうした対立点は視野の

外に置かれ、十九世紀の思想史的過程が、「自由主義者」の関心に沿った規律権力の一方向的な拡散という像によって把握されがちになる。⁽¹⁸⁾

以上のような問題点を回避し、十九世紀支配層内部の思想的対立を明らかにするためには、「自由主義」と「社会的なもの」を直接結びつけるのではなく、複数の「社会的なもの」の拮抗、という視角を導入しなければならない。そこで本稿では、十九世紀支配層の思想を、「政治経済学」、「社会経済学」、「社会的共和主義」、「連帯主義」という四つの潮流に区分し、七月王政期支配層の主たる対立を、「政治経済学」と「社会経済学」との間に見出す。ここで両者の區別を明らかにするためには、政治経済学が、十九世紀初頭から七月王政期にかけて大きな意味変容を蒙り、十八世紀末まで有していた含意の多くを捨象していく過程について触れなければならない。そこで以下では、政治経済学の生成と変容の中に七月王政期の政治経済学を位置づけ(第二節)、それとの対比において、同時期に政治経済学から分岐する社会経済学の思想内容(第三節)、および統治像(第四節)について検討する。

(1) 経済思想史では、シスモンディ以降の社会経済学は、古典派経済学への「倫理的」で「素朴」な批判を行ったとされるが、階級論やマクロ均衡論の原型が見出されるといふ理由で、「ケインズの『忘れられた先駆者』という位置づけがなされてきた。例えば、シユムペーター(中山・東畑訳)『経済学史—学説ならびに方法の諸段階』岩波文庫、一九八〇年、一八三頁以下・馬渡尚憲『経済学史』有斐閣、一九九七年、一二七頁以下など。

(2) Jacques Donzelot, *La police des familles*, Paris: Munit, 1977, pp. 62-66 (宇波彰訳『家族に介入する社会—近代家族と国家の管理装置』新曜社、一九九一年、七一一七五頁)。ドンスロによれば、一八三〇年代の「新しい貧困」に対応した思想には三つの潮流があった。第一に、ユートピア社会主義は、私有財産と家族を廃止し、国家管理の強化による社会革命を主張した。第二に、「キリスト教政治経済学」には、「慈善協会(Société charitable)」に属するヴィルヌーヴ・バルジュモン、ド・

- モログ (de Morogué)、ド・ポムーズ (de Pommense) などが含まれる。第三に、「社会経済学」には、「キリスト教道德協会」(初等教育協会 (Société d'éducation primaire)) などに属するラ・ロシュフーコーリアンクール、シスモンディ、ドロズ、ジェランド (de Gerando)、デユノワイエ、ギゾー、ヴィラルメ、デュパンなどが含まれる。
- (3) *Ibid.*, p. 66 (邦訳、七六頁)。
- (4) 「家族は、社会的なもの (le social) の女王であり、囚人である。家族の変容過程全体は、我々の社会に、とりわけ秩序化 (police) という特徴を付与している現代的な統合形態を配置する過程でもある」(*Ibid.*, p. 13, 邦訳、七頁)。彼は後の著作「社会的なものの発明」でも、十九世紀における「社会的なもの」の概念を、「民主体制を選択した社会を統治可能にするために必要な発明物 (invention)」と解釈している (Jacques Donzelot, *L'invention du social : essai sur le déclin des passions politiques*, Paris, Seuil, 1994, p. 13)。
- (5) 同様に、十九世紀フランスにおける家族の強化に着目する研究として、Katherine A. Lynch, *Family, Class, and Ideology in Early Industrial France : Social Policy and the Working-Class Family, 1825-1848*, The University of Wisconsin Press, 1988 がある。リンチは、産業化と秩序の安定を両立させるために、家族の強化を通じた労働者階級の「モラル化」を図ろうとした潮流として、「モラル・エコノミー」と「社会カトリシズム」の二つを挙げている。前者は、国家の介入に批判的であり、核家族を新しい社会秩序の中心と見なした。後者は、国家の介入に両義的であり、伝統的な家父長的家族の再生を主張した (*Ibid.*, p. 52f)。しかしリンチによれば、両者とも、ブルジョワ的政策の枠内にあったことに変わりはない (*Ibid.*, p. 5)。
- (6) Giovanna Procacci, *Gouverner la misère : la question sociale en France (1789-1848)*, Paris, Seuil, 1993, p. 165。
- (7) *Ibid.*, p. 228。
- (8) *Ibid.*, p. 16, p. 22f. et p. 165. 例えば、ラ・ロシュフーコーリアンクール、ジェランドなどの博愛主義者、パラン・デュシャトレ、ヴィラルメなどの衛生学者、シャルル・コント、デユノワイエ、ドロズ、アドルフ・ブランキ、シエルビュリエ、レオン・セイなどの政治経済学者、ヴィルヌーヴ・バルジュモン、ル・ブレなどのカトリック系社会経済学者など。
- (9) Ewald, *L'Etat providence*, op. cit., p. 10. 「社会権」の考えは、「一八六八年のボーベルジェ男爵の言葉に端的に表現されている。「我々の社会システムは、巨大な保険、すなわち脆弱さ、不幸、無知にたいする保険以外の何物でもない」(le baron de Beauverger, Corps législatif, séance du 30 mai 1868, cité par Ewald, *L'Etat providence*, op. cit., p. 13)。

- (10) *Ibid.*, p. 78.
- (11) *Ibid.*, p. 94.
- (12) *Ibid.*, pp. 125-131.
- (13) *Ibid.*, p. 111, p. 180.
- (14) さらに、エヴァールドとプロカッチの議論を引き継いだ論者として、『社会問題の変容』の著者ロベール・カステルがいる。カステルによれば、一八三〇年代の「新しい社会問題」への対応の文脈で、「国家と異なる政治的」概念が登場した。国家の介入を制限し、私的な慈善や博愛に訴えるこの「社会」概念は、自由主義と社会カトリックによって担われたとされるが、両者の相違は重視されていない (Robert Castel, *Les métamorphoses de la question sociale*, Paris, Gallimard, 1995, pp. 379-386)。
- さらにカステルは、十九世紀末の連帯主義者に導入された「社会国家 (Etat social)」と、世紀前半の「社会的なもの」の概念とを区別している。前者は「社会権」を認める代わりに、貧民への扶助を最小限に抑制し、慈善よりも監視や統制を重視した (*ibid.*, p. 431)。
- (15) 「社会経済学」を最も広い枠組みで理解する例として、ゲラン『社会経済学の発明』が挙げられる。彼は社会経済学を、「政治経済学がその一部門でしかないような社会科学一般」と定義し (André Gueslin, *L'invention de l'économie sociale : idées, pratiques et imaginaires coopératifs et mutualistes dans la France de 19^e siècle*, nouvelle éd., Paris, Economica, 1998, p. 1) 十九世紀に中間団体論を唱えたあらゆる潮流——自由主義 (デュノワイエ)、社会主義 (ベクトール、ヴィダル、マロン)、カトリック学派 (ル・プレ学派)、連帯主義——を含めている。
- 彼の議論は、第四章で扱うシャルル・ジッドの一八九〇年の講演「社会経済学の四学派」(Charles Gide, *Quatre écoles d'économie sociale, Conférences données à l'aula de l'Université de Genève*, 1890, republicé par H. Desroche, Archives de sciences sociales de la coopération et du développement, octobre-décembre, 1987, no. 82) に依拠している。社会経済学を唱えるジッドは、自らの「新学派」がその他の学派対立を止揚するものであることを示すために、四つを「社会経済学」に含めた。しかしゲランは、こうしたジッドの意図を考慮に入れていない。

(16) 一八九〇年代以降の社会経済学研究にたいしては、次のような批判もある。十八世紀末から十九世紀前半のパリ市の博愛運動を、一次資料を用いて包括的に研究したカテリーヌ・デュブラは、近年の「社会経済学」研究について、「事実の検

証に耐え」ない、と指摘している。「パリの博愛家たちの言説と実践を追跡した『本書の』章では、このような解釈的仮説は、しばしばまったく確証されないことが明らかとなるであろう」(Catherine Duprat, *Usage et pratiques de la philanthropie : pauvreté, action sociale et lien social, à Paris au cours du premier 19^e siècle*, vol. 2, Paris, Comité d'histoire de la Sécurité sociale, 1997, p. 584)。彼女によれば、十九世紀前半の貧困問題への対応に、規律権力の登場を読み込もうとする研究潮流には二つのものがある。一つは、エヴァルドの「福祉国家」論である。それは、一八三〇年代の貧困認識の転換に、十九世紀末の「福祉国家」に結実するような、監視・予防・保障を目的とする新しい権力の登場を捉えている (*ibid.*, pp. 581-583)。二つめは、J・ドンズロやP・メイヤーなどの家族論である。これらの研究では、十九世紀の博愛主義運動が、社会統制の装置である家族を再編・強化するものであったと位置づけられる。

デュブラは、それぞれを次のように批判する。第一に、三〇年代の博愛家は、一貫して法的慈善に慎重であり、国家の介入を最小限に抑えようとしていた。彼らにとって、国家の役割は私的慈善の促進・協力・規制にとどまり、世紀末の「福祉国家」の起源をそこに読み込むことは不適切である。

- 第二に、七月王政期に家族の再編と貧民の規律化を唱える議論は、言説のレベルでは多く見られたものの、実践のレベルでは散発的な試みにとどまり、そのほとんどが失敗に終わった (*ibid.*, p. 585)。むしろ十九世紀前半の博愛実践は、「家族にたいする控えめで表面的な活動と、捨て子や孤児にたいする膨大な活動との対照」によって特徴づけられる (*ibid.*, p. 586)。
- (17) Procacci, *Gouverner la misère*, op. cit., p. 29. アンドレ・ゲランは「社会経済学を『自由主義国家を補完する思想と位置づけ』とする (André Gueslin, *Gens pauvres, pauvres gens dans la France au 19^e siècle*, Paris, Aubier, 1998, p. 173)。

- (18) こうした理解のひとつの帰結は、第三共和政期の思想にかなする英米圏の研究に現れている。そこでは「社会保険の制度化を導いた急進共和派の思想が、しばしば『社会自由主義 (social liberalism)』と称されてくる (cf. William Logue, *From Philosophy to Sociology : the Evolution of French Liberalism, 1870-1914*, Dekalb, Northern Illinois University, 1983 ; Sanford Elwitt, *The Third Republic Defended : Bourgeois Reform in France, 1880-1914*, Baton Rouge and London, Louisiana State University Press, 1986 ; Dan Warshaw, *Paul Leroy-Beaulieu and Established Liberalism in France*, Dekalb, Northern Illinois University, 1991 ; Janet Home, « Le libéralisme à l'épreuve de l'industrialisation : la réponse du Musée social » dans Colette Chambelland dir., *Le musée social en son temps*, Paris, Presses de l'Ecole Normale Supérieure, 1998, pp. 13-25 ; Janet Home, *A Social Laboratory for Modern France :*

The Musée Social and the Rise of the Welfare State, Durham and London, Duke University Press, 2002. Cf. Richard Bellamy, *Liberalism and Modern Society: A Historical Argument*, University Park, Pennsylvania State University Press, 1992)。「社会自由主義」とは、個人の自由と国家の限定的介入とを和解させた思想であり、実質的には、第三共和政期に支配権を確立する中産階級による温情主義的な社会改革に対応する。社会経済学、社会カトリシズム、プロテスタントイズム、連帯主義の間に歴史的に形成されてきた対抗関係は、世紀末の「コンセンサス」からの遡及的視点によってとらえられ、その意味は軽視・捨象されてしまう (Blwitz, *The Third Republic Defended*, op. cit., p. 12)。なお、「自由主義」の把握に関する同様の問題は、上記の研究潮流に依拠してデュルケームを論じたかつての拙稿についても指摘できる。田中拓道「西洋政治思想史における E・デュルケーム―『社会』概念による『政治』の再構成の試み―(一)(二・完)」「北大法学論集」第四十九巻第二号、二〇七―二五七頁、第三号、一七一一―二二二頁、一九九八年。

第二款 道徳政治科学アカデミー

それぞれの思想の検討に入る前に、この時期の支配層に属する論者が、「社会問題」への対応を論じた場に触れておきたい。後に述べるように、政治経済学は、一八四〇年代以降『経済学者雑誌 (Journal des Economistes)』や『政治経済学協会 (Société d'économie politique)』に集まった人々に担われ、社会経済学は、博愛主義や宗教的慈善の実践の場である「キリスト教道徳協会 (Société de la Morale Chrétienne)」、「博愛協会 (Société Philanthropique)」などに担われた⁽¹⁹⁾。これら両者の人脈に関わり、七月王政期の知的言説を集約する役割を果たした公的機関が、一八三二年に再建された「道徳政治科学アカデミー (Académie des sciences morales et politiques)」であった。

革命期に活躍したコンドルセやカバニスが、人間関係の総体について考察する学を「道徳政治科学」と称し、「王立

科学アカデミー」「フランス学士院」を通じてその制度化を試みたことはすでに指摘した(第一章第三節)。この学は、総裁政府期の一七九五年に「フランス学士院」第二部門において公式に採用されるが、自由主義的傾向を嫌ったナポレオンによって一八〇三年に廃止される。⁽²⁰⁾その再建は、七月王政樹立後の一八三二年、ジェランド、クザン、ギゾーなど、いわゆる「ドクトリネール(純理派)」と呼ばれる哲学者・政治家の手によってなされた。⁽²¹⁾彼らは、「精神の統治(*gouvernement des esprits*)」を主張し、上層階級や知的エリートによる社会の指導と理性の陶冶を、統治権力の新たな役割とみなした。⁽²²⁾出版の自由、初等教育の義務化、歴史編纂事業と並んで、「道徳政治科学アカデミー」の再建は、そのための重要な手段であった。⁽²³⁾ドクトリネールの一人は、クザンへの手紙に次のように記している。「この提案『道徳政治科学アカデミーの再建』の動機は、公共理性(*raison publique*)を基礎とする統治、という原理から引き出しました。：道徳政治科学は、つねに精神(*esprit*)に大きな魅力を与え、人びとに大きな影響を及ぼします」⁽²⁴⁾。一八四八年のアカデミーの会合で、セレルは次のように述べている。「モラルの秩序を再建せずに、力によって物質的秩序を再建するだけでは、十分ではありません。精神を啓蒙し、それを穏和化することが重要なのです」⁽²⁵⁾。

このアカデミーは、哲学、モラル、法学(立法・公法・法解釈)、政治経済学・統計学、歴史学・哲学、という五部門から構成される。それぞれは六名の会員から成り、会員や海外の学者を招いての定期的な報告・討論が行われ、毎年報告書が発刊された。⁽²⁶⁾一八三五年の時点では、哲学部門にトラシ、クザン、ジェランドなど、モラル部門にレドレル(*Roderer*)、デュノワイエ、ドロズ、ジョフロイ、ラカネル、政治経済学と統計学部門にはシエイエス、ラポルド、デュパン、ヴィラルメ、シャルル・コントなど、歴史学と哲学部門にはギゾー、ミネなど、当時を代表する知識人が所属した。七月王政期を通じての会員には、ジェランドやヴィルヌーヴ・バルジュモンなどのカトリックと、ギゾーなどのプロテスタントが並存し、「キリスト教道徳協会」の会員も多く含まれた。その他にも、イデオログ、ドクトリネール、

経済学者、衛生学者、博愛主義者など、しばしば対立する幅広い思想潮流の代表者が含まれていた。⁽²⁷⁾

七月王政期の「社会問題」論を主導したのは、とくに三〇年代から四〇年代初頭の「モラル」「政治経済学」の二部門である。⁽²⁸⁾ 両部門では、新しい貧困現象への対応が、懸賞論文という形で問われた。その課題は、貧困の「兆候」をどのように見出し、秩序維持をどのように効率的に行うか、という内容であった。⁽²⁹⁾ 例えば「モラル」部門では、一八三四年に以下の課題が掲げられた。

「パリや他の大都市において、悪徳・無知・貧窮によって危険な階級 (classe dangereuse) を形成している人口の一定部分は、事実の正確な観察に基づけば、いかなる要素によって構成されているか。この墮落した不幸な階層を改善するためには、行政、裕福な人びと、知的で勤勉な労働者は、いかなる手段に訴えることができるか。」

受賞に該当しうる論文がなかったことで、同じ課題が、一八三八年に次のような形で問われる。「多くの国々において、貧窮 (misere) は何によって構成され、いかなる兆候 (signes) によって示され、何がその原因であるか」。⁽³⁰⁾ この受賞作が、著名な保守的社会経済学者フレジエの『大都市の住民における危険な階級について』である。さらにボージュール (Beaujour) 賞のために、一八三四年にも同様の課題が与えられている。「多くの国の貧窮は、何によって構成され、いかなる兆候によって示されるのかを確定せよ」。これも受賞論文不在のため、同じ課題が問い直され、一八三九年に入選したのが、この時期の社会統計学の代表作となるヴェイラルメの報告書『労働者の道徳的・身体的状態についての一覧表』であった。⁽³¹⁾

(19) 一八二一年に設立されたこの協会は、後の道徳政治科学アカデミーの成員を数多く擁し、その前身となった。その中心はカトリシスムであったが、政治家、行政官、経済学者なども参加し、救貧や立法にかんする情報交換と提言がなされた。

成員の中には、ラ・ロシエア・ロコ・ヨリアンクール、ギゾー、シエラント、シモンディ、メース・ド・ビラン、ヴィルヌーヴ・バルジエモン、デエシヤテル、ドロズなどがある。Cf. Sophie-Anne Leterrier, *L'institution des sciences morales, L'académie des sciences morales et politiques, 1795-1850*, Paris, Harmattan. 1995, pp. 26-27.

(20) *Ibid.*, pp. 6-16.

(21) その組織は、フランス学士院第一部門の組織を引き継ぎ、会員もできるかぎり同一であらうとしたとされている (*Mémoires de l'académie royale des sciences morales et politiques de l'Institut de France*, t. 1, Paris, 1837, « avertissement »)。

(22) Cf. Guizot, *Mémoires pour servir à l'histoire de mon temps*, 1860, p. 14, cité par Christian Nique, *François Guizot : l'Ecole au service du gouvernement des esprit*, Paris, Hachette, 1999, p. 90.

(23) Rosanvallon, *Le moment Guizot*, *op. cit.*, pp. 222-231.

(24) Anonymat, Lettre à Victor Cousin, cité par Leterrier, *L'institution des sciences morales...*, *op. cit.*, p. 62.

(25) Baron Seillère, *séance du 12 août 1848, L'Académie des sciences morales et politiques*, cité par Le Van-Lemesle, « Les économistes libéraux et la Révolution française », dans Actes du Colloque International de Vizille (6-8 septembre 1989), *La pensée économique pendant la Révolution française*, Grenoble, Presses Universitaires de Grenoble, 1990, p. 598.

(26) 設立のオルトナンスおよび会則は以下を参照。 *Mémoires de l'académie royale des sciences morales et politiques de l'Institut de France*, t. 1, 1837, pp. v-x viii.

(27) 行政官としてヴィルヌーヴ・バルジエモン、フレジエ、シエラントなど、統計学者・衛生学者としてパラン・デエシヤトレ、ヴィラルメ、ゲパン (Guépin) など、経済学者としてテオドール・フィクス (Théodore Fix), デエシヤテル、ピエシ、アドルフ・フランキ (Adolphe Blanqui), シェルビユリエ (Antoine Cherbuliez) などがある。

(28) アカデミーが貧困問題を主題とするには、前例があった。一八一七年のアカデミー・フランセーズではモンティオン賞 (Prix Montyon) のために、「社会経済学との関連における慈善」という課題が設定されている (cf. Leterrier, *L'institution des sciences morales...*, *op. cit.*, p. 51)。

(29) *Mémoires de l'académie royale des sciences morales et politiques de l'Institut de France*, t. 2, 1839, p. 125. 「モラル」部会の懸賞論文と成員の構成にかんして、以下の邦語論文がある。高木勇夫「ブルジョワ・イデオロギー研究 (4) 道徳政治科学ア

カデミー道徳部会の懸賞論文課題』『名古屋工業大学紀要』第四十四巻、一九九二年、一九一三〇頁。

(30) H.-A. Frégier, *Des classes dangereuses de la population dans les grandes villes et des moyens de les rendre meilleurs*, Paris, 1840.

(31) ルテリエは、アカデミーにかかわりのある論者のうち、「社会問題」について論じた者を三つに区分している (Leterrier, *L'institution des sciences morales*, op. cit., pp. 51, 58)。第一は、「衛生学者である。カバニスの影響を受けたアレ (Halle) をはじめ、この時期のアカデミーには、『公衆衛生法医学年報』(Annales d'hygiène publique et de médecine légale) の創設者が名を連ねていた(その中には、パラン・デュシャトレがいる)。彼らにとつて、「社会問題」とは、何より公衆衛生、社会環境の問題とされる。第二は、社会カトリシズムである。その代表者として、ジェランド、ヴィルヌーヴ・バルジュモン(一八四一年入会)、ド・モロクなどが挙げられる。第三は、博愛主義者である。旧体制との連続性も指摘されるこれらの人びとには、ドロズ、デュパン、キュヴィエ (Clémentaire Cuvier) などがいた。

第二節 政治経済学

七月王政期に公的秩序にかかわる主要な言説を構成したのは、国制論ではなく、法学と政治経済学である。とりわけ「社会問題」にたいしては、政治経済学が主要な役割を果たした。以下ではこの体制の政治経済学の特徴を明らかにするために、十九世紀初頭の語義に触れた後(第一款)、七月王政期の政治経済学について検討する(第二款)。

第一款 十九世紀初頭

「政治経済学」という語が最初に用いられたのは、一六一五年のモンクレティアンの著書『政治経済学概論』とされ

ている。⁽¹⁾ 古代ギリシア以来、ポリスでの公的活動と区別される家政を意味していた「エコノミー (Economie)」は、近代以降、国家の統治行為一般を指す語として用いられるようになる。「政治経済学」が一般に普及する十八世紀後半においても、その内容は、国家の繁栄や人民の安寧を目的とした統治行為、とりわけ農業、租税、財政、価格統制などにかかわる管理・規制行為を指していた。⁽²⁾ 一七五五年の『百科全書』のブーランジェによる項目「政治経済学」では、それが「社会内の人間を維持し、幸福にする技術と科学」と定義され、具体的には、国制の区別に応じた統治について論じられている。⁽³⁾ ルソーの執筆による「エコノミー (Economie ou Economie)」の項目では、「政治経済」は、家政と区別された「国家という大家族の支配・管理 (gouvernement)」を意味するとされ、「公共経済 (économie publique)」とも言い換えられている。⁽⁴⁾ 彼によれば、「政治経済学」の目的は「人民の幸福」にあり、その対象は、食糧価格維持、公教育、財政、不平等を是正するための税制などとされる。

本稿では、十八世紀後半におけるこの語の意味変化を扱う余裕はない。ここでは十八世紀末までの意味内容として、以下の二点を確認しておきたい。第一に、「政治経済学」は、十八世紀を通じて「統治の学」を意味していた⁽⁵⁾と、第二に、その対象範囲は、行政の拡大とともに、国制論にとどまらず、生産、人口、交易、貨幣、財政、治安、公衆衛生などの多様な領域へと拡張していったことである。⁽⁶⁾

十九世紀初頭の「政治経済学」の意味変容に決定的な影響を及ぼしたのは、アダム・スミス思想を受容したジャン＝バティスト・セイであった。彼は主著『政治経済学要綱』の冒頭で、次のように述べている。

「長いあいだにわたって、社会の組織化に関する科学、すなわち固有の意味での『政治学 (politique)』と、社会の必要を満たす富の形成・分配・消費のあり方を教える『政治経済学』とは、混同されてきた。しかし、富は本質的に、政治組織から独立している。いかなる統治形態の下であれ、うまく管理されるなら、社会 (état) は繁栄す

ることができ(7)る。」

セイによれば、「社会」は人間の身体と同じく、自律的な秩序法則を内在させている。それは統治機構の形態や活動と、直接的な関係を持たない。ここでは彼の経済思想ではなく、このような秩序認識の前提にある方法的特徴に絞って検討したい。

セイは『政治経済学要綱』前文において、自らの方法を、それ以前の思想と区別して次のように述べている。彼によれば、十八世紀の「政治算術」や統計学は、いずれも過去に生じた事実や、現に存在する事実を観察し、整序するための「記述的 (descriptive)」学であつた。(8)それは博物学や植物学と同じく、諸事実を表 (tableau) の上に配置し、分類するための経験的な知のあり方である。一方、政治経済学とは、諸事実を分類するだけでなく、それらのあいだにある因果関係、すなわち「一般法則 (lois générales)」を明らかにする「実験的 (experimental)」科学である。(9)それは物理学・化学・生理学などと同様の確実性を有し、過去の事実だけでなく、未来に生じるべき事実をも決定することができる。個々の現象は「特殊な事実」にすぎず、それらを観察し、列挙したとしても、「一般法則」は明らかにならない。政治経済学では、個々の現象から離れた観察者の位置に立ち、因果関係を構成する「本質的事実」と、その法則を阻害する例外的な事実とを区別することによって、「一般的法則」を推論することができ(10)る。

セイの方法論では、現象の観察と推論から導かれた「一般法則」の確実性を、論理的に証明しえているわけではない。彼の議論の特徴は、富の生産・配分・消費という限定された領域においては、現象の背後に「一般法則」が存在する、という信頼を前提としている点にある。不平等の拡大や社会問題の出現、公権力の介入などは、この「法則」を阻害する例外的現象として位置づけられる。彼の体系の中では、政府は非生産的な組織にすぎず、橋・道路・港・運河・記念碑の建築、子供の読み書き能力の育成など、生産の増大にとつて「有用」な活動を除けば、最小に維持されるべきであ

る。⁽¹¹⁾ 不平等は、イギリスの貧困税のように、貧民の怠惰を助長させ、産業の自由を抑制する公的的制度によって増大したとされる。⁽¹²⁾

セイの政治経済学は、十九世紀初頭以降に広範な影響を及ぼした。例えば、イデオログの代表者デステット・ド・トラシの政治経済学は、セイの議論をほぼ踏襲している。彼によれば、「社会とは、純粹に交換の連なりでしかない」⁽¹³⁾。富の不平等は、競争を通じて全体の富の拡大をもたらす以上、道徳的に悪ではない。政府は、富の拡大に寄与しない非効率的組織にすぎない。

一八二五年に『産業とモラルー自由との関連における考察』を著したシャルル・デュノワイエは、セイやトラシの思想をさらに推し進め、「政治」の役割を「社会」の中に解消しようとした。⁽¹⁴⁾

「政治学 (politique) とは、しばしば政府 (gouvernement) に関する科学と体系であると定義されている。この定義は、社会すべてが政府に包摂され、政府が社会の唯一の対象であった時代には正しかったであろう。：しかし今日、政府は社会の中で限られた場所を占めているにすぎない。政治学を政府に関する科学と定義することは、この語を矮小な意味で用いることになる。政治学は、：社会をそのあらゆる活動様式において考察するのである」⁽¹⁵⁾

デュノワイエによれば、新しい「政治学」とは、政府の活動ではなく、「社会」全体を対象とし、「人間の道徳的な完成」にかかわらなければならない。「わたしは社会を、その政治的活動において考察する」⁽¹⁶⁾。「社会」とは、産業の発展を背景として、「文明化」へと自己運動する集合体である。「産業は、習俗を和らげ、純化し、高揚させる。産業は正義、尊厳、勇氣に寄与する。さらにそれは、秩序とモラルの理念を含んでいる」⁽¹⁷⁾。平和をもたらすのは、政治体制ではなく、産業の発展であるから、産業に従事する者こそが、政治的支配者となるべきである。⁽¹⁸⁾ 彼にとって、富の不平等は、自然的な平等の帰結にすぎない。努力した者がより多くの富を獲得することは、正義にかなうだけでなく、むしろ産業の進歩の

説
ためには、学者、資本家、労働者という社会階層の区別が必要である。⁽¹⁹⁾

- (1) Montchétien, *Traité d'Économie politique*, 1615. Cf. Jean-Claude Perrot, *Une histoire intellectuelle de l'économie politique, 17^e-18^e siècle*, Paris, EHESS, p. 64.
- (2) Perrot, *Une histoire intellectuelle...*, op. cit., pp. 66-68. 『アカデミー辞典 (Dictionnaire de l'Académie)』では、「エコーノミー」が次のように説明されている。一七六二年の段階では、「政治体 (corps politique) が本質的に立脚する秩序」と簡明に定義され、一七九八年～一七九九年版においてはじめて、「それは政治経済学と呼ばれる」と付記されている。
- (3) « Économie politique » dans *Encyclopédie*.
- (4) « Économie ou Économie » dans *Encyclopédie*.
- (5) 木崎は、十八世紀半ばに「政治体の総体的秩序を維持するための統治」を対象としていた「政治経済学」が、十九世紀初頭以降、統治者の意思とは無関係な富の生産・流通・消費から成る「秩序」の学へと「大転換」を遂げた、と指摘している (木崎喜代治『フランス政治経済学の生成』未来社、一九七六年、一四頁)。
- (6) Perrot, *Une histoire intellectuelle...*, op. cit., pp. 74-75.
- (7) Jean-Baptiste Say, *Traité d'économie politique, ou simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent et se consomment les richesses*, 6^e éd., Paris, 1841 (1^{re} éd. 1803), reproduit chez Stakine, Paris, 1982, p. 1. セイは次のようにも述べている。「政治経済学とは、社会に関する経済学 (économie de la société) 以外のなにもでもない。：社会体のさまざまな部分の本性と機能についての研究は、一連の知、すなわち政治経済学という名で呼ばれる科学を生み出した。おそらくこれは、社会経済学 (économie sociale) と呼ばれたほうが良かったであろう」(Jean-Baptiste Say, *Cours complet d'économie politique pratique*, 1843, reproduit chez Bizzari, Roma, 1968, p. 1)。ここでセイが「社会経済学」という語を用いているのは、「政治経済学」と区別するためではなく、「社会」に関する学と、統治機構に関する政治学とを区別するためである。
- (8) Say, « Discours préliminaire », *Traité d'économie politique*, op. cit., pp. 5-6.
- (9) *Ibid.*, pp. 6-9.

- (10) この区別は、フーコーが『言葉と物』で展開した「古典主義時代の知」(博物学的な知)と、「近代のエピステーメ」(生物学、経済学、言語学的な知)との区別に対応している。フーコーは、十八世紀末に生じた認識論的転換について次のように述べる。「秩序も、それが空間化される場である表も、それによって規定される隣接関係も、その表面のさまざまな点のあいだでの可能な巡歴としての継起関係も、もはや表象同士、あるいは各表象の要素同士を結合する力をもたない。この結合の条件は、以後、表象の外部、その直接的可視性の彼方、表象それ自体よりも深く厚みのある一種の背後の世界に宿るのだ」(ミシェル・フーコー「渡辺一民・佐々木明訳『言葉と物—人文科学の考古学』新潮社、一九七四年、二五九頁)。しかし、本稿で述べるどおり、「近代のエピステーメ」が「古典主義時代の知」を覆い尽くしてしまうわけではない。
- (11) Say, *Traité de l'économie politique*, op. cit., p. 220, p. 477.
- (12) Jean Baptiste Say, *Cours complet d'économie politique pratique*, t. 2, Paris, 1840, p. 362f.
- (13) Destutt de Tracy, *Éléments d'idéologie*, 4^e et 5^e partie, Paris, 1815, p. 354.
- (14) シヤール・デュノワイエ (Dunoyer, Barthélemy-Charles-Pierre-Joseph, 1786-1862) は、ケルシイ (Quercy) の貴族の家に生まれた。自由主義的雰囲気の中で育ち、パリで法学・政治経済などを学ぶ。ナポレオン体制を忌避し、ブルボン王朝の復古とともにシヤール・コントと雑誌『Censeur』を創刊した。さらに、ジャン＝バティスト・セイの影響の下で、一八二五年以降政治経済学に関する著作を発表し、その分野の代表者となった。一八三二年には、道徳政治科学アカデミー「モラル」部門の会員となっている。
- (15) Charles Dunoyer, *L'industrie et la morale considérées dans leurs rapport avec la liberté*, Paris, 1825, « préface », p. iv.
- (16) *Ibid.*, p. 8.
- (17) *Ibid.*, p. 114.
- (18) *Ibid.*, pp. 322-323, p. 347.
- (19) *Ibid.*, pp. 390-391.

七月王政期の政治経済学は、セイやデユノワイエの思想を引き継ぎ、「道德政治科学アカデミー」の「政治経済学」部門、「政治経済学協会」の周辺に集まった学者たちに担われた。⁽²⁰⁾「政治経済学協会」の目的は、経済現象に固有の法則への認識をフランスに普及させ、自由放任主義を実現することであつた。⁽²¹⁾以下では、「社会問題」への対応という文脈から、七月王政期の政治経済学の特徴を、四点において指摘する。

第一に、政治経済学者にとつて、当時の社会は、産業の自由による「進歩」「文明化」が実現しつつある状況と認識される。テオドル・フィクスは言う。「例外は一般的事実の意味を失わせはしない」。⁽²²⁾大工場で働く労働者のモラルの低下、衛生の悪化、家庭環境の悪化などによつて、一部に「社会問題」が生まれているが、それは文明化という一般的傾向にたいする例外にすぎない。フィクスによれば、現代の労働者は、いかなる時代よりも物質的に恵まれた生活を享受し、親方の支配からも解放されている。デユバンは、フランス革命によつて産業の自由が実現し、社会全体の繁栄と労働者の地位向上がもたらされた、と主張する。⁽²³⁾デユシャテルは、「文明の進歩」によつて、下層階級の「思慮(raison-dence)」が向上し「富の拡大と知的進歩」が可能となつた、と云う。⁽²⁴⁾

彼らにとつて、貧困や不平等は、同業組合や古い慣習が残存することで、産業の自由が阻害され、「文明化」が行き渡っていないことの帰結にすぎない。⁽²⁵⁾シエルビュリエによれば、「社会問題」の唯一の解決策とは、財の再配分ではなく、「資本の循環」による「生産力の新たな拡大」である。⁽²⁶⁾

労働者階級の生活に関する社会調査は、こうした見方を否定するどころか、その根拠として用いられた。一八四八年に労働者の生活を調査したアドルフ・ブランキは、次のように結論づける。⁽²⁷⁾三〇年から四〇年代の「進歩は甚大」であ

り、「現在では、フランスの労働者はヨーロッパで最も裕福である⁽²⁸⁾。衛生学者ヴィラルメは、一八四〇年当時の労働者の生活状況について、次のように言う。「フランスでは、産業の自由によって可能な限り多くの財が生産された」。「労働者の競争によって、人間の力の最終的な限界まで労働が課され、その賃金は可能な限り低く抑えられた」にもかかわらず、「労働者の生活条件は、今日では、過去のいずれの時代よりも良い」。

第二に、不平等と階層化の進展は、産業の進歩にとって必要である。人間には生まれ持った能力の不平等が存在する以上、自由な体制の下で、財の多寡が生じることは避けられない⁽³⁰⁾。不平等は、社会の中に機能の違いに基づく新たな紐帯をもたらす⁽³¹⁾。

第三に、産業化にともなう貧困問題は、普遍的権利にかかわる問題ではなく、貧民の個人的「モラル」にかかわる問題である。政治経済学において、法の下での平等と、社会的不平等とは峻別される。ナヴィルやテイエルは、貧民への公的扶助を「権利」と見なす考え（法的慈善（*charité légale*））を、次のように批判している。テイエルによれば、国家の財は万人のものである。一部の者（貧民）を利するために、別の者（富者）に犠牲を求めることは「不正」である⁽³²⁾。国家の活動領域は、普遍的「正義」と「自由」の原理によって規制されなければならない⁽³³⁾。ナヴィルもまた、次のように言う。「法は画一的に実施されなければならない。法を適用する者は、法によって定められていない相違を考慮に入れることはできない」⁽³⁴⁾。法的慈善は、性、年齢、収入など貧民の個別状況に応じた対応にはそぐわない⁽³⁵⁾。法は、普遍的・一般的事柄のみにかかわるが、貧困は、個別的の「怠惰、無規律、計画性の欠如」⁽³⁶⁾、「無知と悪徳」⁽³⁷⁾に起因する問題である。慈善や扶助を「権利」として認めるならば、貧民にさらなる依存心を与え、ますます「無為、[将来への]無頓着、放蕩」へと追いやることになる⁽³⁸⁾。その結果、社会全体が困窮に陥り、さらに貧民の数を増大させる⁽³⁹⁾。

第四に、彼らの「社会問題」への対策は、個々の貧民の「モラル」に働きかけ、彼らに自己規律や自己責任の感覚を

内面化させることに見出される。フィクスは、親方による労働者の生活指導、子供への無償教育を重視する⁽⁴¹⁾。さらに、アソシアシオンや共済金庫を通じて、労働者に「支出の節約」を教育する必要がある⁽⁴²⁾。デュパンも、共済金庫と私的慈善の活性化を主張する⁽⁴³⁾。ドロズは、初等教育と職業教育の充実を唱えた⁽⁴⁴⁾。

- (20) 「政治経済学協会 (Société d'économie politique)」は、一八四一年『経済学者雑誌 (Journal des économistes)』を発刊した人々を中心に、一八四二年に設立された。初代会長はロッシ (Rossi) であり、同時期のメンバーには、ジョゼフ・ガルニエ (Joseph Garnier)、ギョーム (Guillaumin) などがいた。また、事務局の代表は、デュノワイエとパッシー (Passy) であった。他のメンバーには、フィクス、バステティアなどがある (cf. « Société d'économie politique », *Dictionnaire d'économie politique*, Paris, 1873)。本稿では政治経済学者の中に、シャルル・デュパン、ジョゼフ・ドロズ、アドルフ・ブランキなども含む。

- (21) Yves Breton, « The Société d'Economie politique of Paris (1842-1914) », Massimo M. Angello and Marco E. L. Guidi ed., *The Spread of Political Economy and the Professionalisation of Economics : Economic societies in Europe, America and Japan in the nineteenth century*, London and New York, Routledge, 2001, p. 54.

- (22) Théodore Fix, *Observations sur l'état des classes ouvrières*, Paris, 1845, p. 5.

- (23) Dupin, *Bien-être et concorde des classes du peuple français*, op. cit., p. 23, pp. 43-45. シャール・デュパン (François-Pierre-Charles Dupin, 1784-1873) は、ヴァルジイ (Vauzy) に生まれた。エコール・ポリテクニク卒業後、技師となりイギリス滞在を経験する。数学の政治への適用や、政治経済学にかんする著作によって名声を獲得し、一八二四年に男爵の爵位を受ける。七月王政下では、コンセイユ・デタの評定官、海軍大臣などを歴任し、『フランスの民衆諸階級の福利と融和』によって、当時の自由主義的政治経済学を代表する論者となった。

- (24) Duchâtel, *Consideration...*, op. cit., p. 322, p. 356. デュシャタテル (Charles, comte Tannequy Duchâtel, 1803-1867) は、ノルマンディーの政治家の家に生まれた。復古王政期に雑誌『グローブ』の創設に携わり、七月革命以降は政治家に転身する。商

- 業大臣、財政大臣、内政大臣などを歴任し、内政に大きな影響力を持った。
- (25) この点について、たとえば岩本吉弘「シャルル・デュノワイエと二つの産業主義」―王政復古期フランスにおける産業主義と自由主義―『二橋論叢』一一七巻二号（一九九七年）、二五八―二七六頁、一二八巻二号（一九九八年）、二七―二八五頁を参照。
- (26) Cherbuliez, *Le socialisme c'est la barbarie : examen des questions sociales qu'a soulevées la Révolution du 24 février 1848*, Paris, 1848, p. 16, p. 46.
- (27) ブランキ (Jérôme-Adolphe Blanqui, 1798-1854) は、ニースの司法官の家に生まれた。革命家のブランキの兄。パリの家庭教師をしていたが、セイの講義に接することで政治経済学を身につけ、一八三〇年に商業大学校 (École spéciale du commerce) の教授となり、一八三三年からは国立工芸学校政治経済学講座を担当する。政治的にはオルレアン派であり続けた。
- (28) Adolphe Blanqui, *Des classes ouvrières en France pendant l'année 1848*, Paris, 1849, p. 247.
- (29) Louis-René Villermé, *Tableau de l'état physique et moral des ouvriers employé dans les manufactures de coton, de laine et de soie*, Etudes et documentation internationales, Paris, 1989, pp. 367-368.
- (30) Cf. Dunoyer, *L'industrie et la morale...*, op. cit., pp. 372-375.
- (31) Procacci, *Gouverner la misère*, op. cit., p. 33.
- (32) Adolphe Thiers, *Rapport général présenté par M. Thiers au nom de la Commission de l'assistance et de la prévoyance publiques*, Paris, 1850, p. 42.
- (33) *Ibid.*, p. 105.
- (34) François Naville, *De la charité légale de ses effets, de ses causes, et spécialement des maisons de travail, et de la proscription de la mendicité*, t. 1, Paris, 1836, p. 85.
- (35) *Ibid.*, p. 90 et s.
- (36) Duchâtel, *Considération...*, op. cit., p. 154.
- (37) Ch. Dunoyer, *L'industrie et la morale...*, op. cit., p. 381.
- (38) Naville, *De la charité légale*, op. cit., t.1, pp. 72-73 ; Joseph Droz, *Economie politique ou principe de la sciences de richesses*, 2^e ed.,

Paris, 1846, p. 2.

- (39) Naville, *De la charité légale*, op. cit., t.2, p. 35.
- (40) Duchatel, *Considérations...*, op. cit., p. 146.
- (41) Fix, *Observations sur l'état des classes ouvrières*, op. cit., p. 8.
- (42) *Ibid.*, pp. 40-44.
- (43) Dupin, *Bien-être et concorde des classes...*, op. cit., pp. 95-103.
- (44) Droz, *Economie politique...*, op. cit., p. 116.

第三節 社会経済学

第一款 社会経済学用法史

第一節で述べたように、これまでの研究では、「社会経済学」の同定を巡って様々な相違が見られる。その最大の要因は、十九世紀前半に「社会経済学」の用法が確立していたとは言えないことである。そこで以下では、「社会経済学」の用法史について、簡略に触れておきたい。

「政治経済学」「社会経済学」の用法史を整理した十九世紀半ばの政治経済学者 J・ガルニエによれば、「社会経済学」という語の最初の使用は、フィジオクラットのピュア・ナンシー (le comte de Buat-Nangy) の手になる一七七三年の著作『政治学の諸要素、あるいは社会経済学の真の原理についての探求 (Éléments de la politique, ou recherche des vrais principes de l'économie sociale)』である⁽¹⁾。ただし、十九世紀半ばに至るまで、「社会経済学」と「政治経済学」は、同義

語として用いられることが多かった。⁽²⁾

たとえば、ト・ド・セイは、一八四三年の『実践政治経済学講義』の中で、「政治経済学」は「社会経済学と呼ばれたほうがよかった」と述べている。⁽³⁾ アドルフ・ゲバンは、一八三三年の『社会経済学概論』の中で次のように論じている。⁽⁴⁾

『政治学』とは、ギリシヤ語の *police* すなわち都市、*city* すなわち国家に由来する。一方『経済学 (*économie*) 』は、『社会経済学 (*économie sociale*) 』に属する。この語は、一語の名詞として用いられている『政治学 (*politique*) 』とは、まったく異なる意味を有している。これまでのところ、『政治経済学』という名称しか用いられてこなかったにせよ、我々の思想を表現するにあたっては、『社会経済学』という名称の方が望ましかった。このように、彼らによって重視されているのは、「社会経済学」と伝統的「政治学」との区別であり、「政治経済学」と「社会経済学」は名辞の問題にすぎない。

しかし、ガルニエの議論にもかかわらず、十九世紀前半のテクストの中には、「社会経済学」と「政治経済学」とを対照させる用法も存在している。一八一六年の匿名の冊子『社会経済学によって正しく規制された食の利点について』では、社会が貧富の二つの「階級 (*classes*) 」に分かれ、相対立している現状にたいして、「すべての階級を超越した高み」にある「人民政府」の「主権」こそが、労働者階級を守る法的取り組みを行わなければならない、と主張されている。⁽⁵⁾ 先に挙げたゲバンの著作でも、「社会経済学」は、「人民全体」の「幸福」と結びつけられている。⁽⁶⁾ 一八三二年のバルベの著作『社会経済学論集』では、それが「すべての市民 (*citoyen*) の利益」と結びつけられている。⁽⁷⁾ とりわけシモン・デイの影響を受けた論者において、物質的富の拡大を目的とする「政治経済学」への批判を意識する形で、人民の「幸福」を目的とする「社会経済学」が対置された。⁽⁸⁾ 例えば、「社会経済学」を主題に据えるジェランドの『公的慈善』（一八三六年）、ペクール『社会経済学』（一八三九年）、マルポー『社会経済学研究』（一八四四年）などの著作では、

「大衆的貧困」とのかかわりで、「政治経済学」批判が展開される。ド・クーは、一八三二年の講義の冒頭において、物質主義に基づく「イギリス政治経済学」と、カトリシズムに基礎づけられた「社会経済学」とを対比している。⁽⁹⁾ 政治経済学者アドルフ・ブランキは、『政治経済学の歴史』（一八三七年）において、アダム・スミスやマルサスの影響を受けた論者にたいして、産業化を批判する論者を「フランス学派の社会経済者たち（*économistes sociaux de l'école française*）」と称し、その中にシスモンディ、ヴィルヌーヴ・バルジュモン、ドロズなどを含めている。⁽¹⁰⁾ 一八四〇年のビュレの著作『イギリスとフランスにおける貧窮について』では、「政治」と「モラル」を分離する「イギリス政治経済学」にたいして、両者を再統合する「真の社会科学」「社会経済学」の必要性が唱えられている。⁽¹¹⁾

ヴィルヌーヴ・バルジュモンは、一八四一年の『政治経済学の歴史』の中で、二つの語について次のように語っている。「政治経済学」は、そもそも家政 (*gouvernement de la maison*)、後には公的行政を対象とした。それは「社会全体」の統治を対象するため、セイの言うように、「社会経済学」という名称のほうが理に適っていた。⁽¹²⁾ しかし、アダム・スミス以降、「政治経済学」は変容を蒙り、もはや「物質的富」のみに関わる学となっている。彼は、イギリスで発展した「政治経済学」と、「より豊かで、キリストの教えに近い現代の社会経済学」を対比し、次のように言う。⁽¹³⁾

「真の社会経済学とは、労働と慈善とともに喚起し、富の生産よりも福祉 (*bien-être*) の一般的普及を助け、必要を無限に増大させる代わりに、それを一定限度に定め、産業の拡大を正しい比率に割り当て、最後に国民の産業の…発展に基づく。」⁽¹⁴⁾

それは、十八世紀までの伝統的な「政治経済学」の用法を引き継ぎ、「社会の組織化と統治を構成する全て」を対象とする。⁽¹⁵⁾

両者の区別が一般に普及するのは、一八五六年フレデリック・ル・プレのイニシアティブによる「社会経済学協会」

(*Société de l'économie sociale*) の設立、さらには一八六七年のパリ万国博覧会における「社会経済学」部門の設置以降である。⁽¹⁶⁾しかし、これまで見てきたように、すでに「社会経済学」が制度化される以前の七月王政期において、両者の分岐が語られていた。その分岐は、十九世紀初頭の政治経済学の意味変容に由来していたと考えられる。十八世紀末に至るまで、人民の「幸福」を目的とし、財政、衛生、監獄、人口などを対象としていた政治経済学は、十九世紀初頭以降、富の生産や消費から成る「自律的」秩序へと対象を限定し、その「法則」に適合しない現象を外部へと切り捨てるか、周縁へと位置づけていった。一八三〇年前後から、政治経済学において捨象された要素を引き受け、「幸福」を目的とする統治の学として再構成された思想が「社会経済学」であった。確かにこの時期には、ヴィルヌーヴ・バルジュモンが「社会経済学」より「キリスト教政治経済学」という呼称を愛好し、シスモンディは自らの思想を「新しい政治経済学」と語るなど、その名称は一定してない。しかし本稿では、上記のような文脈の中で、支配層内部において政治経済学への批判を担った思想潮流を、「社会経済学」として一括することにする。

- (1) H. Joseph Garnier, *De l'origine et de la filiation du mot économie politique et des divers autres noms donnés à la science économique*, Paris, 1852, pp. 22-24.
- (2) *Ibid.*, p. 24.
- (3) Say, *Cours complet d'économie politique pratique*, op. cit., p. 1.
- (4) Alphonse Guépin, *Traité d'économie sociale*, Paris, 1833, p. 6.
- (5) Anonym, *Des avantages de la mendicité bien réglée dans l'économie sociale, des inconvénients de sa suppression absolue, et de la nécessité de réformer la législation à cet égard*, Paris, 1816.
- (6) A. Guépin, *Traité d'économie sociale*, op. cit., p. 6.
- (7) Auguste Barbel, *Mélanges d'économie sociale*, Rouen, 1832, « préface ».

- (8) Cf. Procacci, *Gouverner la misère*, op. cit., p. 164.
- (9) Charles de Caux, *Essai d'économie politique : discours prononcé à l'ouverture d'un cours d'économie politique*, Paris, 1832, p. 4.
- (10) Adolphe Blanqui, *Histoire de l'économie politique en Europe depuis les anciens jusqu'à nos jours*, Paris, 4^e éd., 1882, p. 423f.
- (11) Buret, *La misère des classes laborieuses en Angleterre et en France*, t.1, po. cit., p. 7.
- (12) Villeneuve-Bargemont, *Histoire de l'économie politique*, t. 1, op. cit., p. 11.
- (13) *Ibid.*, p. 21.
- (14) Villeneuve-Bargemont, *Economie politique chrétienne*, op. cit., p. 410.
- (15) *Ibid.*, p. 12. ヴィルヌーヴ・バルジュモンの場合、具体的には、慈善の組織化、教育、家族政策、相互扶助や共済金庫の設立、農業・産業政策などを意味する。
- (16) André Gueslin, *Gens pauvres, pauvres gens ...*, op. cit., p. 3.

第一款 社会経済学の秩序像

(一) 富と幸福

シスモンディは、一八一九年に出版された名著『政治経済学新原理』の冒頭で、アダム・スミスの政治経済学が富の拡大のみを目的としていたことを批判し、「政治経済学」は「すべての人々」の安楽と幸福を目的とする「統治の学 (science du gouvernement)」でなければならない、と述べている。⁽¹⁷⁾ シスモンディによれば、商業の発展は労働人口の増大と供給過剰をもたらし、最終的には「人類の大多数の階層をより不安定にし、より残酷な依存と、より多くの死亡率をもたらす」⁽¹⁸⁾。万人の「幸福」を実現するためには、公権力の介入によって商業活動を抑制しなければならぬ。「政治経済学を最も単純な原理に還元し、一見リベラルな自由放任 (laisser faire) や放縦に委ねるのではなく、富の発展を規

制するために、私は社会的権力の介入に訴えた⁽¹⁹⁾。シスモンデイの思想は、十八世紀までの「政治経済学」で語られた「人民の幸福」を目的とする「統治の学」を引き継ぎ、アダム・スミス以降、富の生産に関わる学と同一視されてきた政治経済学から、伝統的な「政治経済学」へと回帰しようとした試みとして位置づけられる。

「富」と「幸福」の区別は、一八三〇年代以降の社会経済学者へと引き継がれ、政治経済学批判の主要な論点となった。シャルル・ド・クーやヴィルヌーヴ・バルジユモンは、イギリス政治経済学の「物質主義」と社会経済学とを対比し、真の富を「モラル」の豊かさであると主張した⁽²⁰⁾。ピュレは、スミス以来の政治経済学の「最も完全な表現」としてリカードの思想を挙げ、「ここでは、あらゆる社会的傾向 (tendance sociale) が消失した」と評する。この思想において、「国家は生産の工場でしかない。人間は消費と生産の機械でしかない。人間の生命は資本でしかない」。言い換えれば、「政治経済学が目指しているのは、政治とモラルとを完全に切り離すことである⁽²¹⁾」。それにたいして、真の「社会科学」は、政治とモラルを結合するものでなければならぬ。

「幸福」が、下層階級の物質的安寧ではなく、「モラル」のあり方を指すとすれば、社会経済学の目的は、シスモンデイの主張したような国家の介入による商業活動の抑制や、農業への回帰にはとどまらない。ド・クーは、社会の一体性や同質性を強調し、ジェランドやヴィルヌーヴ・バルジユモンは、上層階級による下層階級への教育を強調した⁽²²⁾。彼らにとって、「幸福」とは、上下の階層間の対面的関係に支えられた、共同性の感覚を意味している。

(二) 新しい慈善

正統カトリシスムは、「貧困」を自然的不平等の帰結であり、人々の慈善行為を喚起することで信仰心を高揚させるための媒介ととらえていた。この認識は、「社会問題」が語られ始めた十九世紀以降も引き継がれる⁽²³⁾。一八七〇年以前

の「初期社会カトリシズム」研究を代表するデュロゼルは、十九世紀を通じて「神学者が社会問題をどれほど無視していたか」には「驚かされる」と指摘している⁽²⁴⁾。正統カトリシズムが「社会問題」の存在を公式に認めるのは、一八九一年の教皇レオ十三世の回勅によつてである⁽²⁵⁾。

一方、十九世紀前半の伝統主義を代表する思想家ボナルドは、一八一〇年の「国富について」と題された論文で、すでにイギリス政治経済学批判を展開していた。ボナルドによれば、アダム・スミスは、国富を個人の物質的な富の集積と理解した⁽²⁶⁾。しかし、「社会」とは、私的利益の集合を越えた「一般意思 (volonté générale)」「精神的集合体 (corps moral)」である⁽²⁷⁾。個人は、この集合の中に位置づけられたとき初めて「人間」となる。自由主義者の称揚する商業的秩序は、「私的利益」を解放し、「公共精神」を喪失させる。「特定の人間の富は、諸国民の富 (Richesse des nations) ではない。…一人の例外もなく、すべての個人によつて、国民という集合体が形成されているのだから、万人が、少なくともこの富に参与すべきである⁽²⁸⁾」。ボナルドは、真の「富」を「キリスト教の精神の発展」であるとし、商業的秩序を抑制することを説いた。

ボナルドの思想は、一八三〇年代の正統王朝派 (Véginisse) の間に大きな影響力を持った⁽²⁹⁾。カトリック社会経済学を代表するヴィルヌーヴ・バルジュモンやジェランドは、「社会」を私的利益の集合ではなく「精神的集合」と見るボナルドの社会観を引き継いでいる。同時に彼らは、キリスト教精神の布教にとどまらず、貧民の「モラル」に働きかける「新しい慈善 (charité nouvelle)」の組織化を唱えた⁽³⁰⁾。旧来の慈善と「新しい慈善」は、次の三点において区別される。

第一に、従来の慈善は直接の施しを行うにとどまり、扶助の効果を計測しなかつた⁽³¹⁾。「新しい慈善」は、たんなる信仰や共感による施しにとどまらず、貧民に自律と勤勉の精神をもたらす効果がなければならない⁽³²⁾。ジェランドは、慈善の本質を、現物の給付ではなく、「配慮、助言、励まし」であるとし、それを「能動的な慈善 (charité active)」と称し

て⁽³³⁾いる。

さらに、「新しい慈善」は、できるかぎり少ないリソースで効果を挙げなければならない。ヴィルヌーヴ・バルジューモンは、慈善の実践において「政治経済学および家計の経済学 (sciences d'économie politique et domestique)」を導入すべきであると説いている⁽³⁴⁾。

第二に、旧来の慈善は「予防 (prévenir)」への関心を持たなかった。「新しい慈善」は、「予防」「予見 (prévoyance)」を中心とする⁽³⁵⁾。ピュレ、ジェランド、ヴィルヌーヴ・バルジューモンらによれば、「大衆的貧困」の原因は、「モラル」の低下、「無知」、「予見能力の欠如」に見出される。「新しい慈善」は、貧民自らが未来の不確実性を予見し、現在においてそれに備えるという生活態度を身につけることを奨励する。

第三に、伝統的慈善は、場当たり的な対応にとどまり、公的権力や人道主義的アソシエーションとの協力、組織化を十分に行わなかった⁽³⁶⁾。「新しい慈善」では、個別の貧民に対応だけでなく、貧民の住む地区ごとの特性に配慮し、異なる組織と協力することが必要である⁽³⁷⁾。

(三) 参与観察

セイ以降の政治経済学は、事実を観察し、分類するという十八世紀末までの知のあり方(博物学、自然史、統計学的な知)ではなく、現象の背後に働く一般法則を抽出し、自律した知的体系を構築すること(物理学、生理学的な知)を重視した。A・ブランキなど社会調査に従事した政治経済学者も、収集された事実の背後に「進歩」の法則を読み取り、労働者階級の貧困や秩序不安を、例外的で一時的な現象と見なした。

一方、社会経済学では、抽象的・一般的な法則の抽出ではなく、対象への参与観察にもとづく知の蓄積と、実践への

適用が重視される。例えばジェランドは、私的慈善と公的扶助を媒介する役割を果たす「貧困相談員 (visiteur du pauvre)」の役割として、次の点を挙げている。貧困相談員は、前もって、書物による専門的知識を有しておく必要はない。その資質は、「正しい感覚、観察の精神、洞察力…、世界と人間の心の秘密についてのいくらかの知識」にある⁽³⁸⁾。彼らの役割は、一般法則の認識ではなく、貧民の具体的生活環境について、できるかぎり詳細な観察を行うことである。すなわち、貧民の家庭環境（独り身であるか、結婚しているか、やもめであるか、家長であるかどうか、子供はいるか、いるとすれば何人か、子供の年齢は十歳以下か、未成年かなど）、性別、年齢、健康状態、労働能力、家計などである。観察は、一日だけではなく、複数の日に渡って、異なる時間帯に行われなければならない。また、それは本人だけでなく、家族、隣人、医者などにたいしても行われなければならない。これらの結果に基づいて、貧民の労働能力、モラルの状態、扶助の必要度を分類し、より効率的な慈善、すなわち慈善の「エコノミー体制 (régime économique)」を実現することが目指される⁽⁴⁰⁾。

(四) 博愛主義批判

一七九〇年の「物乞い根絶委員会」の中で、ラ・ロシュフーコーリアンクルは、宗教的慈善に代わる公的扶助の組織化を主張した。彼によれば、これまでの「慈善」は「労働なき給与」に等しく、貧民の無為と退廃を導いたにすぎなかつた⁽⁴¹⁾。「偽の貧民」に施しを与えるならば、彼らは「職業的な物乞いあるいは浮浪者」となり、「あらゆる労働を拒み、公共秩序を乱し、社会の災厄」となる⁽⁴²⁾。それは、真に扶助を必要としている者（労働できない老人や子供、病気の者など）の財を奪い、貧民の数を増大させることによって、公的扶助の必要をさらに拡大させる。彼は、旧来の「慈善」に代わる対策として、公権力による「扶助のエコノミー」を主張する⁽⁴³⁾。公的扶助は、貧民の生存を保障するだけでなく、

その「一般的効果」を測定しなければならぬ⁽⁴⁴⁾。救貧に関する立法は、「私的な徳 (vertu privée) ではなく、一般的原理 (principes généraux) の上に築かれるべきである⁽⁴⁵⁾」。具体的には、「真の貧民」と「偽の貧民」を区別し、給付の代わり労働を課すことで、「悪徳」を抑制しなければならない⁽⁴⁶⁾。こうした「一般的原理」を支えるのは、宗教的原理ではなく、「新しい科学」、すなわち「政治科学 (science politique)」である⁽⁴⁷⁾。

七月王政期の社会経済学は、行政の合理化論と結びついた革命期の「博愛」論を批判し、「慈善」の刷新を主張した。ヴィルヌーヴ・バルジユモンは、テュルゴー、ラ・ロシュフーコー・リリアンクールなどの唱えた「博愛」論を、「犠牲」の精神を欠いた冷淡な関係として、ジェランドの次のような言葉を引いている。

「慈善に従事する正しい人間とは、たんに勤勉であるだけではない。彼は行政官でもなければならぬ。法の厳格さを、自発的に修正するからである。さらに、彼は司法官でもなければならぬ。窃盗を罰するからである。さらに、彼は金銭的助言者 (financier) でもなければならぬ。「貧民に」労働を奨励することで、彼らが税を支払い、新たに消費することができるようにするからである。とりわけ、彼は人々の友人でなければならぬ。人々のあらゆる条件を改善しようとするからである。」⁽⁴⁸⁾

社会経済学者によれば、貧困への対応は、合理性や効率性を重視する行政権力ではなく、自発的な共感に基づく上層階級のイニシアティブによってなされなければならない。彼らは、「社会問題」への対応を「権利」の語彙で語ることを否定し、国家の画一的な介入を批判する。「貧窮者の法的権利、国家による扶助、貧民税は、結局のところ、自発的な慈善を消滅させる」⁽⁴⁹⁾。「新しい慈善」は、下層階級と対面する上層階級が、個々の場面で行政的・司法的役割を担い、下層階級への助言や教育的配慮を行うことによって成り立つ。

(五) 平等と階層化

このように、社会経済学者は、上層・下層階級のあいだの階層関係を「自然な」ものとして前提している。社会に現存する不平等の廃絶は、不可避であるのみならず、望ましくもない。ジェラントは言う。「不平等は、自由な労働の不可避の帰結であり、あらゆる繁栄の源泉である」⁽⁵⁰⁾。ヴィルヌーヴ・バルジユモンは、ルソーの平等論を批判し、「不平等はあらゆる美徳の、そしてモラルの完成の学校であり、あるいはむしろ母体である」と言う⁽⁵¹⁾。不平等が存在することによって、上層階級の「慈善」の精神が喚起され、富裕層と貧困層とのあいだに情緒的結合が生まれる。

しかし階層構造は、それが既存の関係を維持し、慈善の精神を喚起する限りにおいて許容される。ヴィルヌーヴ・バルジユモンは言う。

「キリスト教政治経済学は、社会秩序の維持に不可欠な不平等を尊重する。同時に、社会の中で苦しんでいる者」の状態」が徐々に改善されていくことを要求する。少なくとも、社会的に不平等な階層から貧民 (indigence) が消失し、彼らが人間 (homme) となることを望む⁽⁵²⁾。」

社会全体の発展のために、一部の人間が極端な貧窮状態に陥ることは避けなければならない。しかし、当時の社会では、産業の発展とともに富の集中が生じ、「中世の封建制よりもはるかに専制的で、抑圧的で、過酷な、新しい封建制 (féodalité nouvelle)」が出現している⁽⁵³⁾。それは社会を分断し、上層階級と下層階級の間で敵対関係を生み出している。その帰結を、ナヴィルは次のように表現する。

「貧民は富者を、自分たちのおかげで得た財を不正に所有する者と考える。そして、自らの人間性や、自らが行いうる奉仕によって得るべき扶助を、懇願や暴力によって富者からむしり取ろうとする。一方富者は、貧民を自らの敵とみなすようになる⁽⁵⁴⁾。」

社会経済学者の描く社会像は、一定の階層性を前提とした対面的関係の重なりによって成り立っている。ドクトリネールや折衷派の歴史哲学に見られるように、不平等を「進歩」「文明化」の観念によって正当化することは批判される。「それ〔歴史哲学〕は、進歩や文明化への過程としてのみ貧困を考察し」「歴史的オプティミズム」に依拠している。⁽⁵⁵⁾ピユレによれば、「産業の進歩」が社会全体に利益を与えるのは初期の段階にすぎない。「産業システム」は常に発展し続けることを強いられ、供給が需要を超過し、「均衡」が失われる。システムの不均衡は労働者階級を犠牲にし、彼らをさらなる困窮に陥れる。⁽⁵⁶⁾ジェランド、ピユレなどにおいて、「進歩」という観念はほとんど語られない。「社会問題」への対応は、単一の原理によってではなく、実践的な知の蓄積に基づいて、家族、宗教、パトロナージュ、アソシアシオン、公的機関のそれぞれの役割を同一の表の上に配分し、有機的に結びつけることによって行われなければならない。

- (17) *Simonde de Sismondi, Nouveaux principes d'économie politique, ou De la richesse dans ses rapports avec la population*, Paris, 1819, pp. 8-9. 同様の批判はマルサスによつてすでに試みられていた。「国民の富の増大は、貧しい労働者の状態を改善する傾向をほとんど、あるいはまったくもたない」(マルサス『人口論』、前掲書、一八一―一八二頁)。マルサスは、「諸国民の富」と「諸国民の幸福、あるいはすべての国民における最大多数をしめる階級である社会の下層諸階級の幸福と安楽」とを区別し、前者の増大が、食料や生活必需品の物価上昇を招くため、後者の増大にはつながらない、と論じた(同上、一七六―一八一頁)。しかし彼によれば、財の再配分のために国家が介入するならば、労働賃金の低下、人口の増大など、さらなる害悪がもたらされる。「財産の不平等が社会にとつて必要あるいは有用だといふのではけつしてない」(同上、二二七頁)にもかかわらず、不平等がもたらす「刺激は、人類の大多数の幸福を促進するために絶対に必要」である(同上、六二頁)。貧困への対策として実際に提案されたのは、労働者への道徳教育、貧民の結婚の禁止などの人口抑制策にすぎなかった。

- (18) *Sismondi, Nouveaux principes d'économie politique, op. cit.*, p. 452.

- (19) Sismondi, « Avertissement sur cette seconde édition » dans *Nouveaux principes d'économie politique*, 2^e éd., 1827, p. 50.
- (20) de Coux, *Essai d'économie politique*, op. cit., p. 17 ; Villeneuve-Bargemont, *Economie politique chrétienne*, op. cit., p. 62.
- (21) Buret, *De la misère des classes laborieuses...*, t.1, op. cit., pp. 9-10. この時期の社会経済学を代表するデュレ (Eugène Buret, 1811-1842) はトロイエ (Troyes) に生まれた。パリに出て『*Courier français*』の記者となり、一八四〇年に道徳政治科学アカデミーの員を獲得する。直後にアルジェリアに発ち、植民地の組織化に关する著作を準備するが、当地で健康を害し、三十一歳で没した。
- (22) de Coux, *Essai d'économie politique*, op. cit., pp. 10-12 ; Villeneuve-Bargemont, *Economie politique chrétienne*, op. cit., p. 187.
- (23) Pierre Pierrard, *L'Eglise et les ouvriers en France (1840-1940)*, Paris, Hachette, 1984, « Introduction ».
- (24) Jean-Baptist Duroselle, *Le début du catholicisme social*, Paris, Presses Universitaires de France, 1956, p. 702.
- (25) この中でレオ十三世は、伝統的な慈善の不十分さと、同業組合の破壊による労働者の孤立状態、社会主義の危険を指摘し、「大部分が無産で極貧に陥っている下層階級 (classes inférieures)」を助けることを、緊急の課題であると訴えた (Léon xiii, Pape, « De la condition des ouvriers : à tous nos vénérables frères les patriarches, primats, archevêques et évêques du monde catholique en grace et communion avec le siècle apostolique », *Etudes religieuses, philosophiques, historiques et littéraires : revue mensuelle*, no. 53, 1890, pp. 177-237)。
- 一八二四年にカトリシズムを破門されたラムネ、ビュシエ、カベなど、十九世紀前半に「社会問題」を主題とした論著の多くは、カトリシズムとの対抗関係において、自らの唱える「真のキリスト教」の正当性を訴えなければならなかった。
- (26) « De la richesse des Nations » du 23 décembre, 1810, in *Mélanges littéraires, politiques et philosophiques*, t. 2, *Œuvres complètes*, vol. 11, Paris, Slatkin, 1982, pp. 346.
- (27) *Ibid.*, p. 348.
- (28) *Ibid.*, p. 361.
- (29) ちなみに、メストル (Joseph de Maistre) の思想が正統王朝派に影響を与えるのは、第二帝政期のことである (Hugues Carpentier de Changy, *Le parti légitimiste sous la Monarchie de Juillet (1830-1848)*, Thèse de l'Université de Paris Val-de Marne, 1980, p. 524)。

- デュロゼルは、ボナルドのアダム・スミス批判が、ヴァイルヌーヴ・バルジエモン（Barthelemy de Villemant）の論点の繰り返しにすぎないとしているが（Jean-Baptiste Duroselle, *Les débuts du catholicisme social en France (1822-1870)*, Paris, Presses Universitaires de France, 1951, p. 202 ; Bonald, « De l'industrie et du paupérisme », *Gazette de France*, 26 juin et 6 sep. 1837）、ボナルドの最初のアダム・スミス批判は一八一〇年に現れている。ヴァイルヌーヴ・バルジエモンとボナルドの関係については、André Jean Tudesq, *Les grands notables en France (1840-1849)*, Presses Universitaires de France, Paris, 1965, pp. 219-220 を、それへの批判については Changy, *Le parti légitimiste sous la Monarchie de Juillet*, op. cit., pp. 609-610 を参照。
- (30) Villeneuve-Bargemont, *Economie politique chrétienne*, op. cit., p. 271.
- (31) Villeneuve-Bargemont, *Economie politique chrétienne*, op. cit., p. 411.
- (32) Joseph-Marie de Gérando, *Le visiteur du pauvre*, 3^e éd., Paris, 1826, réimpression chez Jean-Michel Place, Paris, 1989, p. 107. シェランド（baron de Joseph-Marie Gérando, 1772-1842） はリヨンの商人の家に生まれた。神学校で教育を受け、革命期にはスイスに亡命する。言語論に関する最初の哲学的著作で注目され、イデオログのサークルに属する。帝政期にコンセイユ・デタの評定官となり、復古王政期にはパリ大学に行政法の講座を創設した。特に公教育、公衆衛生・慈善事業機関、救済院の設立などに尽力した。一八三二年より道徳政治科学アカデミーのメンバーとなる。
- (33) « Avertissement », op. cit., p. x.
- (34) Villeneuve-Bargemont, *Economie politique chrétienne*, op. cit., p. 411.
- (35) Ewald, *L'Etat providence*, op. cit., p. 196 et s.
- (36) Villeneuve-Bargemont, *Economie politique chrétienne*, op. cit., p. 411.
- (37) Gérando, *De la bienfaisance publique*, op. cit., t. 2, p. 541.
- (38) *Ibid.*, p. 502.
- (39) *Ibid.*, p. 21.
- (40) Gérando, *Le visiteur du pauvre*, op. cit., p. 202 et s.
- (41) La Rochefoucauld-Liancourt, *Premier rapport du comité de mendicité, exposé des principes généraux qui ont dirigé son travail*, Paris, 1790, p. 3.

- (42) 河野健二編『資料フランス革命』岩波書店、一九八九年、二一九頁。
- (43) La Rochefoucauld-Liancourt, *Premier rapport...*, *op. cit.*, p. 15.
- (44) *Ibid.*, p. 2.
- (45) *Ibid.*, p. 13.
- (46) 「賢明な法には、その待遇によって眞の貧民を偽の貧民から区別し、正直で不遇な貧民を助け、また扶助の必要があるとしても労働によってその必要を消滅させ、眞の貧民から生活の糧を奪い取り、浮浪者階級を増大させるような悪徳を抑える効果がなければならない」(河野編『資料フランス革命』前掲書、二二八頁)。
- (47) La Rochefoucauld-Liancourt, *Septième rapport du comité de mendicité, exposé des principes généraux qui ont dirigé son travail*, Paris, 1790, p. 4.
- (48) Villeneuve-Bargemont, *Economie politique chrétienne*, *op. cit.*, p. 275f.
- (49) Villeneuve-Bargemont, *Economie politique chrétienne*, *op. cit.*, p. 412.
- (50) Gérando, *De la bienfaisance publique*, *op. cit.*, t. 1, p. 150.
- (51) Villeneuve-Bargemont, *Economie politique chrétienne*, *op. cit.*, p. 56.
- (52) *Ibid.*, p. 58.
- (53) *Ibid.*, p. 151.
- (54) Naville, *De la charité légale*, t. 2, *op. cit.*, p. 34.
- (55) Villeneuve-Bargemont, *op. cit.*, p. 195.
- (56) Buret, *La misère des classes laborieuses...*, t. 1, *op. cit.*, p. 71 et s.